

平成23年第9回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号（9月15日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸般の報告	4
村長あいさつ	4
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
一般質問	7
宗田雅之君	7
関根政雄君	15
星一彌君	27
前田武久君	39
議案第68号の上程、説明	47
議案第69号～議案第78号の上程、説明	48
監査報告	57
議案第79号～議案第87号の上程、説明	59
議案第88号～議案第90号の上程、説明	67
散会の宣告	68

第2号（9月22日）

議事日程	69
------	----

本日の会議に付した事件	7 1
出席議員	7 1
欠席議員	7 1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 1
職務のため出席した者の職氏名	7 1
開議の宣告	7 2
議事日程の報告	7 2
諸般の報告	7 2
議案第 6 8 号の質疑、討論、採決	7 2
議案第 6 9 号～議案第 7 8 号の質疑、討論、採決	7 3
議案第 7 9 号～議案第 8 7 号の質疑、討論、採決	8 6
議案第 8 8 号～議案第 9 0 号の質疑、討論、採決	9 3
議員の派遣について	9 5
日程の追加	9 6
議案第 9 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 6
議案第 9 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 7
閉会中の継続審査申し出について	9 8
閉会の宣告	9 9
署名議員	1 0 1

第 9 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成23年第9回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

平成23年9月15日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第68号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 5 議案第69号 平成22年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について
提案理由説明
- 日程第 6 議案第70号 平成22年度鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由説明
- 日程第 7 議案第71号 平成22年度鮫川村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由説明
- 日程第 8 議案第72号 平成22年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由説明
- 日程第 9 議案第73号 平成22年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由説明
- 日程第10 議案第74号 平成22年度鮫川村集体排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由説明
- 日程第11 議案第75号 平成22年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由説明

- 日程第12 議案第76号 平成22年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由説明
- 日程第13 議案第77号 平成22年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定
について
提案理由説明
- 日程第14 議案第78号 平成22年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
提案理由説明
- 日程第15 議案第79号 平成23年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）
提案理由説明
- 日程第16 議案第80号 平成23年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
提案理由説明
- 日程第17 議案第81号 平成23年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
提案理由説明
- 日程第18 議案第82号 平成23年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）
提案理由説明
- 日程第19 議案第83号 平成23年度鮫川村集体排水事業特別会計補正予算（第1号）
提案理由説明
- 日程第20 議案第84号 平成23年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）
提案理由説明
- 日程第21 議案第85号 平成23年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）
提案理由説明
- 日程第22 議案第86号 平成23年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2
号）
提案理由説明
- 日程第23 議案第87号 平成23年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
提案理由説明
- 日程第24 議案第88号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
提案理由説明
- 日程第25 議案第89号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

提案理由説明

日程第26 議案第90号 字の区域の画定について

提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	岡部	明君	2番	宗田	雅之君
3番	前田	雅秀君	6番	蛭田	武彦君
7番	星	一彌君	8番	関根	政雄君
9番	山形	郁夫君	10番	早川	正博君
11番	前田	武久君	12番	坂本	忠雄君
13番	前田	三郎君			

欠席議員（1名）

5番 湯坐良政君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂	勝弘君	副村長	白坂	利幸君
教育長	奥貫	洋君	総務課長	鈴木	治男君
企画調整課長	芳賀	亨君	住民福祉課長	佐藤	文夫君
農林課長	森	洋君	地域整備課長	近藤	保弘君
教育課長	北條	利雄君	農務局長	増谷	隆夫君
代査委員	齋藤	實君	会計兼出納室長	須藤	健君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	本郷	秀季	書記	渡邊	敬
------	----	----	----	----	---

◎開会の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、ただいまから平成23年第9回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、本郷秀季君。

○議会事務局長（本郷秀季君） 諸般の報告をいたします。

議案第68号から議案第90号までの23議案が村長より提出され、本日、議長において受理しました。

本議会に、村長及び教育委員会教育長、代表監査委員、農業委員会事務局長に出席を求めました。

村監査委員より、例月出納検査結果、決算審査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

次に、派遣関係であります。8月25日、町村議会正副議長研修会のため、副議長を福島市に派遣いたしました。

5番、湯坐良政議員から本日の会議に欠席する旨の届け出がありました。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長あいさつ

○議長（前田三郎君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第9回定例会の開催をお願いしましたところ、議員皆様方にご出席をいただきまして、ご審議をいただきますことに厚く御礼を申し上げます。

病气入院中の湯坐良政議員であります。先週9日に、私3期目の就任あいさつということで県のほうに、県庁そして知事あるいは新聞社等にあいさつに行ってきました帰りに、良政議員の入院している南東北病院に立ち寄らせていただきました。大変に大きな手術であったわけですが、順調に回復しているようであります。来月には退院できるのではないかと思います。一日も早い退院と、そして議員活動に復帰することを期待するところであります。

また、このたびの村長選挙に当たりましては、無投票で、1期、2期目そして3期目の、引き続き無投票の当選ということで大変身の引き締まる思いであります。初心を忘れることなく、鮫川村自立のため、そしてまた、新たな課題であります、大きな鮫川の振興にとって難題がわいてきました放射能汚染であります。村民の皆さんの不安を払拭し、そして農産物の販売や商工観光、交流事業等における風評被害の克服、そして安全・安心、元気のある村づくりに向けて、公平公正な村政執行に努めてまいります。皆さん方の、ぜひご協力をお願いするところであります。

さて、いよいよ収穫時期を迎えました水稲ではありますが、一部にいもち病が見られるものの、豊作が期待されているところであります。心配なのが放射能汚染ですが、村内5カ所の予備検査の結果、放射能成分は検出されませんでした。もう一度の検査、これは22日に予定しているそうですが、この検査の結果、基準値以下であれば村全体で出荷できるということになっております。ただ、風評被害によりましての価格の面が懸念されているところであります。

なお、放射能関係につきましては、一般質問で出ておりますので、そちらのほうで詳細に説明させていただきたいと思っております。

今議会に提案しました平成22年度会計の決算につきましては、全会計が黒字決算となり、一般会計が繰越明許費繰越額を除きまして1億3,983万17円、9つの特別会計で5,427万7,650円、一般会計、特別会計合わせまして1億9,410万7,667円を次年度に繰り越すことができました。この決算につきましては、去る8月29日、30日、31日と9月5日の4日間にお

たり、村の監査委員の皆さんより決算審査を受けたところであります。

地方公共団体財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づく財政健全化を判断する比率についても審査をしていただきました。後ほど代表監査委員からご報告がありますが、いずれの比率も国が定める早期健全化基準をクリアしている状況であります。これも議員皆様方のご協力のたまものでありますと同時に、感謝を申し上げる次第であります。

さて、今定例会でご審議いただく議案についてであります。条例の一部改正条例案件が1議案、決算認定案件が一般会計と9つの特別会計合わせまして10議案、補正予算が一般会計と8つの特別会計合わせまして9議案、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更についてが2件と、字の区域の画定について、これは現在字青生野となっておりますが、これを大字青生野として、これに小字を設定するものであります。合計23の議案を出させていただきました。このほか、追加議案として人事案件2件の提案を予定しております。

提案しました議案につきましては十分ご審議いただき、原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） これで村長の発言が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

9番 山形郁夫君及び

10番 早川正博君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（前田三郎君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告を申し上げます。

去る9月8日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、日程等について協議をいたしました。

会期については、本日から9月22日までの8日間とし、日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期・日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます、ご報告とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月22日までの8日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（前田三郎君） 日程第3、一般質問を行います。

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（前田三郎君） 順番に発言を許します。

2番、宗田雅之君。

〔2番 宗田雅之君 登壇〕

○2番（宗田雅之君） 平成23年度第9回定例議会におきまして、村民の一番関心の高い放射能汚染についての質問をいたします。

1点に絞って質問いたしたいと思います。

まず、放射能対策について。

去る3月11日の東日本大震災に伴う放射性物質により、福島県の人、家畜、農水産物への影響は甚大なものであります。我が村においても、線量が少ないといえども、日常生活への影響、一次産業への影響、そして美しい村、安全・安心な村づくりに邁進した村にとっても、イメージダウンは否めない事実であります。

この放射能物質によるイメージを払拭するとともに、村民の健康を守るために、政府や一部

の学者が言っている「この程度の被曝では健康に影響がない」という考えではなく、この必要でない被曝を避けるという原点に立ち返って、対策を考える必要があるのではないのでしょうか。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

1点目、放射性物質であるセシウムは、水に溶けやすく、極めてきめ細かな掃除によって線量を減らすことができると言われておりますので、村民全員による家の周り、地域の清掃などの奉仕活動を考えるべきと思いますが、考えをお伺いします。

2点目、セシウムによる体内被曝量を減らすための食事療法、健康療法などの情報を集約し、村民に発信するべきと思いますが、考えをお伺いします。

3点目、未来の村づくりにとって、子供たちの健康を守ることは大変大切であります。子供たちを対象にした健康手帳の発行などの考えはあるかお伺いします。

4点目、風評被害ということが盛んに言われておりますが、消費者側の視点から考えるとき、自分が食品を選ぶことは自衛のための当然の行為であります。まして、どの程度の放射能によって、どの程度の放射能の影響を受けるのかはっきりとしない現状にあっては、当然のことではないのでしょうか。そこで、村農産物を風評から避けるために、今まで以上に現状がどのようになっているのかしっかり調査し、その情報をつぶさに消費者に知らせる取り組みが必要と考えますが、お伺いいたします。

以上4点についてお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田雅之議員の放射能対策についての4点の質問にお答えを申し上げます。

3月11日の東北地方太平洋沖地震により東京電力福島第一原発事故が発生して、放射性物質が外部に放出されたことによる放射能汚染から半年が過ぎました。国の対応が遅いと思われませんが、ようやく放射能汚染に対する除染について、政府の原子力災害現地対策本部は9月9日、福島市で除染推進に向けた市町村説明会が開かれました。内容については、10日の新聞等で報道がありましたが、年間の積算放射線量が20ミリシーベルトを超える警戒区域や計画的避難区域の12市町村については、住民の帰還が実現するまで国が除染を実施するとしております。一方、年間の積算放射線量が1ミリから20ミリシーベルト以下の地域は、市町村が除染計画を作成して実施することになりました。村が1ミリシーベルト以上の地域かあ

るいは未滿の地域かは、後日公表されるそうです。今後の除染スケジュール案では、今月から市町村向けの説明会や専門家派遣開始をして除染計画策定を支援するとしております。10月には、民有地を含めた除染区域及び除染に伴う除去土砂の仮置き場を指定した除染計画を策定します。ご質問の村民による清掃活動についても除染計画に盛り込んでいきたいと考えております。

除染の経費については、国の第2次補正予算、予備費2,200億円のうち、生活圏の除染費用として1,800億を福島県に交付されます。県はこれを基金に積み立てし、市町村が作成した除染計画に基づき実施しました除染費用を市町村に支出することになっています。

11月から本格的な除染作業が始まりますが、福島県災害対策本部では、既に将来を担う子供たちが通う通学路や公園などの放射線量の低減を図るため、各行政区、PTA、ボランティア団体などが事業主体となって行う側溝の清掃などに使用する高圧洗浄機の購入や既存機械の借り上げ及び燃料代などの除染作業に必要な経費を支援するため、放射線量低減化活動支援事業を実施しております。村では、8月15日付の「ほっと通信」で事業の内容をお知らせしております。現在までに申し込みあったのが、鮫川小学校、青生野小学校、鮫川中学校のPTAの3団体、そして赤坂西野区のふるさと相撲実行委員会、高原の鮫川うまいもの祭り実行委員会などから問い合わせがあり、間もなく計画書が提出されるものと思われま

す。9月18日日曜日には、村内一斉に秋季清掃が実施されますが、今回は放射性物質の除去をあわせてお願いしております。例年行っている路面の清掃や側溝清掃で発生した土砂を土のう袋に入れ、道路の路肩に集積しておき、各行政区長さんが指定した仮置き場に村が運搬して適正に保管するというようにしております。ですから、放射能成分の含まれた土砂等は、区が保管場所を見つけていただく、そういったことでお願いしております。また、落ち葉などの燃えるごみは、燃えるごみ専用袋に入れて各地区のごみ集積所に置けば、東白クリーンセンターが集荷して焼却していただく、そういうことになっているそうです。

今後は、村民の健康を守るため、放射性物質の除染が最重要課題と考えておりますので、議員各位のご協力とご支援をお願いするところであります。

次に、ご質問のセシウムによる体内被曝量を減らすための食事療法、健康療法等の情報発信についてであります。議員ご承知のとおり、村では毎日、環境放射能測定値をお知らせしております。鮫川村は比較的低い数値で推移しており、体に影響するようなことは少ないとは判断しております。最近では、きのう、二、三日、0.13という数字がたまたま飛び出してきました。現在までですと0.14、0.15が大体の数値ではなかったかと思えます。福島県の

災害対策本部では、新聞やインターネット、県の広報紙などで放射能対策についてお知らせしておりますが、村でも、ほっと通信やチラシで広報しているところでもあります。体内被曝を減らすためには、野菜等水洗いやゆでることでセシウムが8割除けると言われております。また、日常生活の中では外出時の手洗い、うがいや、入浴時の洗髪など、体を清潔に保ち規則正しい生活を心がけることが大切であると言われております。余り神経質になりますと、かえって体調を崩す原因にもなります。なお、広報などで情報を逐次お知らせしたいと考えております。

次に、子供たちを対象にした健康手帳の発行についてであります。既にお知らせしておりますが、県では全県民を対象に健康調査を実施することになりました。これは3月11日以降、県民の生活行動記録により調査をするもので、そのデータをもとに県民の健康を見守っていくこととしています。中でも15歳未満の子供たちの場合は、今回配布します線量計のデータも活用することとしています。そのデータによって県の委託を受けます福島医大で分析し、本人への通知はもとより、健康チェック評価を継続していくとしています。一般の場合は住民健診等に合わせて健康チェックをしていくことで進められています。これらのデータが健康手帳のようになるのか、県で検討されているところでもありますので、この状況によって検討していきたいと考えております。今、子供たちには母子手帳もありますので、これにもさまざまな健康データが記録されていますので、これらも含めて検討していきたいと考えております。

次に、4番目の風評被害ということですが、農産物の放射性物質情報の消費者への提供についておたがしですが、まずこれまでの状況についてご説明を申し上げます。

本村では、県による緊急モニタリング、いわゆる放射性物質の含有検査は3月21日採取のコマツナに始まりまして、9月12日現在までで露地野菜が17品種の25回、施設野菜が4品種で9回、果樹が4品種で4回、原木露地シイタケが1回、菌床シイタケが7回、野生キノコが1回、穀類が2品種で3回、肉類では、豚肉が4回、牛肉が2回、原乳はクーラーステーションごとに定期的に実施をしております。食物関係のモニタリングでは現在まで56回に上っております。このほか、稲わら、牧草、ホールクロップサイレージ、デントコーン、土壌もモニタリングしております。

また、村独自に野菜を7品目、その他、稲わら、落ち葉、堆肥を実施してまいりました。これらのモニタリングの結果、野菜につきましては、5月以降、ヨウ素、セシウムとも未検出となっております。ただ、6月27日採取の梅でセシウムが27ベクレル、8月3日採取のチ

チタケでセシウムが167ベクレル、8月8日採取のブルーベリーでセシウムが54ベクレル検出されております。いずれも基準値が500ベクレルでありますから低いわけではあります、品目によっては今後も若干検出されるのではないかと考えております。

さて、今後の調査予定でございますが、9月の県調査予定に野菜、果樹等9品目を要望しております。また、米については予備調査を5地点実施、結果が未検出であったために、本調査を9月22日に同じく5地点で実施する予定であります。これが500ベクレル以下であれば本村の米は流通できるものとなっております。

去る8月12日、臨時議会で可決いただきました、村で購入いたします放射性物質分析機器ですが、10月上旬に入荷する予定でありますので、分析体制を整え対応してまいりたいと思っております。10月からは県のモニタリングと村の分析を組み合わせ、効率的な検査を実施する考えでございます。

次に、これら結果の消費者へのアピールでございますが、「手・まめ・館」では調査結果を商品台に張り出すなどとしてアピールに努めているところでありますし、今後も工夫してまいりたいと思っております。消費者動向等としまして、4月、5月ごろまでは被災地を応援しようという、放射性物質が多少含まれていても購入していただきましたが、それ以降は放射性物質が未検出でないとは手を出さない傾向になってきたと聞いております。他の直売所が苦戦している中、「手・まめ・館」はこれら情報を開示しながら販売しており、前年比で微増の、前年対比、逆に少しでもありますがふえている結果となっております。

いずれにしても、放射性物質との戦いは長期に及ぶものと思っておりますので、除染への対応や消費者皆様への適切なる情報の開示等、総合的に施策を展開していかねばならないと考えておりますので、議員各位におきましてもご協力をお願い申し上げ、2番、宗田雅之議員の放射能対策についての質問のお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 今、答弁いただきまして、再質問させていただきます。

まず、放射能線量ですけれども、鮫川村は1ミリシーベルト未満ではないかなという話がありましたけれども、放射能は足し算だと言われております。体に入るセシウムの割合というのは、空気中から1%、食品から94、水から5%と言われております。それらをすべて足し算して1%未満になるかならないか、それはきちんと検討しなきゃならないと私は思っています。長野県松本市の市長であります菅谷さん、この方に言わせれば、放射能というのは少ないから安全だということではないらしいです。放射能は体内に入れば線量は少なからず

発生するわけだし、その線量によって細胞を傷つけるわけであります。そして、セシウムの場合には110日ですか、大体3ヵ月から4ヵ月、体内に潜伏するわけですから、その期間少ないから大丈夫だという論理は、私らは成り立たないと思うし、こういう足し算の放射線をきちんと踏まえて検討すべきであると私は思っております。

あと、食べ物、健康療法、食事療法なんですけれども、例えば食事療法を発信するという事は、これは、とらないとかなんかでなくて、とることによって体内から放射性物質を排出できる、そういう食べ物が多くある。これは本で相当、今、各書店で頻繁に出してあります。まず、一番のよいもの、これは村で今一生懸命「まめで達者な村づくり」、これをやっておりますが、これを原料としたみそ、これは日本のみそ使用玄米、これからの伝統食ですよ。これによってかなりの量を、短期間に放射性物質を排出できる、これは実際の実験をやっているところがあるんですよ。広島大学の放射線研究所、これはマウスを使った結果で、みそを使った食べ物を食べたラットが一番長生きしたそうです。

あと、20年8月4日ですか、長崎に原爆が落ちたときに、爆心地から1.4キロの地点にいたお医者さん、秋月先生以下職員と患者合わせて70名ですか、これが全然、全然ということはないですけれども、放射線にかからなかった。これはやっぱり食事療法、食療法ってこの先生は生まれつき健康が達者でなかったものですから、そういう食療法をやっていた先生なんですね。そういう先生が、昔、伝統的な古来の伝統食を食べた結果、そういう結果が出たということですよ。だから、村でも一生懸命、まめで達者な村づくりをやっているんだから、それを発信しないという手は、私はないんじゃないかと。そういう食療法とか、あと健康を保つことによって代謝をよくするということもありますので、そういう食療法だと健康療法は、やっぱり村民に、せっかくのこういう村づくりをやっているわけだから、どんどん流すのもこれは一つの方法であると私は思っております。

もう一つ、4点目で、こういう放射線のいろいろな対策をぶって調査するわけですから、あわせて放射能汚染の地図、これは県とか国がつくっておりますが、村独自のやつをつくることによって、放射線による食べ物の影響、健康状態を予測できると思います。セシウムは少なからず30年は消えないわけですから、こういうデータをきちんととっておくと、未来のこれからの子供たちにとっても物すごく参考になると思います。そういうデータ、汚染地図をきちんととって、そして、それをその結果、この食品は大丈夫だという検査の印をつけて販売すれば、風評被害は、あとは売り方だと思いますけれども防げるんじゃないかと思っております。その点、もう一度お伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田雅之議員の再質問であります。まず、セシウムの体内の除去対策であります。まずセシウムは今、私どもに放射能が降りました線量はヨウ素とセシウム134と137にあるわけですが、ヨウ素は半減期が8日だそうです。セシウム134が2年だそうです。137が30年だそうです。ですが、134と137の割合ですと、6割から7割近くが134ではないかと言われております。ですから、セシウムの半減期は恐らく5年で半減するのではないか、そういう予測されている学者もおります。

そういったことで、いろいろ心配であります。ただ、鮫川村の線量が福島県では本当に線量で汚染されていないスポット地域に当たるのではないかと思います。先ほどもお話ししましたが、今の空中線量で申し上げますと、きのうあたりでは0.13の数字が出てまいりました。こういった成績等、四、五年前に鮫川村の空中線量では、爆発以前ですが0.04の放射線量であったそうです。ですから、それと比べましても0.1ぐらい、発電所の事故によってふえたのかなと、そういう思いではあります。この数値が年間の放射線量に置きかえますと、1ミリシーベルトによっても満たない、私は健康には本当に安心な地域であるということ、もっと逆にPRしてもいいのではないかと、そんな地域であると思います。

子供たちは、この放射線を浴びることによって細胞の中の遺伝子が、染色体というんですが、これが傷をつけられるというそうですが、これは高い地域の子供たちであって、恐らくそういった高い地域の子供たちが鮫川の線量の少ない地域に来れば、逆に戻ってしまうのではないかと、私は、そのぐらいPRしても、とても線量の低い地域だと、そういう認識をしております。ただ、この認識が果たして低線量で長時間、長い間受けるとどうだというデータの数字はないんですね。この辺気をつけて、皆さんと協力しながら除染対策に努めてまいりたいと思います。

たまたま、今ほど宗田議員にご質問いただきましたのが大豆の効能であります。こういった大豆がセシウムの体内の除去につながるということはとても素晴らしいことで、村の産業の後押しになるのではないかと思いますので、ぜひこれらをもう少しデータ的に調べまして、村民にあるいは村外にもお知らせしたほうがいいのかと、そういう思いでありますので、検討させていただきたいと思います。

また、汚染地図であります。鮫川村の地内だと、高い地域でも今0.2ぐらいの地域なんです。村内で果たして汚染地域を、この産地は悪いとかいいとかってお知らせしていいんでしょうかね。できれば、皆さんの心のうちで考えておいて、そういった地域こそ、一日も

早く村内平らに、汚染地域でない、安心して野菜がつかれる、安心なお米がつかれる地域に皆さんで活動していきたいと思しますので、いま少し一部の地域では心配な地域がありますが、こういった地域は早く今度の国・県の支援で除染作業を始めまして、早く平常の数値に戻してまいりたいと思しますので、そのマップはどうかなという考えであります。

こういったことで再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 今言った汚染現状地図ですか、これは、私ら、風評被害に合わせて考えてはいるんですよ。風評というのはうわさですよ。うわさの被害、だけれども、実際のところ1でも2でも出れば、これは風評じゃないんですよ、実質的な被害なんですよ。だから、国は風評被害、風評被害と言っているんだが、国が言わせているんだか、周りが言っているんだか、私らもわからないんですけども、どんな数字でもやっぱり出れば、現状なかったものが数値に上がれば、これは風評じゃなくて実質的な被害なんですよ。だから、実質的な被害を取り除くためには、そういうデータづくりとか、そういうものをつくって、きちんと取り除いていく、そういう姿勢というか、そういう心構えとか、そういうものがあれば、こういう風評被害なんちゃ、はっきり言って鮫川はどういうわけだか、谷風が吹いているんだか、私らもわからないですけども、本当に他町村から比べれば少ないわけなんですよね。だから、これをもっとPRやることによってできるんじゃないかな、そういう思いで、そういうものをつくっていくのが私らは逆にいいんじゃないかな、そういう感覚で、一応こういう地図というのも一つの将来的に、平成23年にこういうことがあり、こういう線量があって、こういうものがあつたんだと残す、それをこういうふうな方法で除去したんだという、そういう思い込みというか、村民も一生懸命だということを後世に伝えるのもまた一つの方法ではないか、そういう感覚でこういう地図の作成、考えるべきかなという思いで質問いたしましたんですけども、再度お願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、議員のお話のとおり、風評被害ではないんですね。実質的にセシウムが確認された野菜、果物があるわけですから、ただ、500ベクレル基準値以下であるということは事実なんです。ただ、一番いいのはゼロなんですね。ですから、こういった500ベクレル以下の数字でも、私たち大人は基準値以下でありますから食べても健康には害ないんですけども、今、村では基本的には子供、学校給食センターには基準値以下であってもゼロ以外使うな、そういう指導をしております。放射線量が確認された野菜あるいはお

米、食材等は一切使わないように、ゼロで願います、そういう形をとっております。

風評被害対策、一番私は効果あるのは、消費者を巻き込んで風評被害対策できないかなと思っております。実際、今お話のとおり風評ではなく確認されていた事実があります。ただ、8月1日以降は今のところゼロであります。こういつて少しずつ線量が低減化されている。あとは、こういった圃場では、田んぼとか畑からとれた野菜では今のところないんですね。ただ、コマツナでしたね、あれは冬の野菜ですから、3月11日から15日の間にセシウムがおりたときに外にあったんですね。こういったので多くの3,000近い放射能成分が確認された、こういったことで、それ以降はないものですから、私は、鮫川村は実質風評被害だと思っております。ですから、風評被害対策は、一番いいのは消費者をどのようにして巻き込んで、消費者と一緒に土壌の汚染除去対策をすれば、これまた確実性があるのかな、皆さんの評価をいただくのかなって、こういった思いでおりますので、その辺、農林課と相談しながら、いかにして消費者に理解をしていただくか、参加していただくか、そういったことで村の野菜、農業を守る政策をとっていきたいと思います。

まず、地図等はしばらくの間、来年1年ぐらい様子を見て、鮫川の汚染度を確認した上で検討していきたく思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） これからの放射能対策について大変期待をいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（前田三郎君） 8番、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 今般、3点にわたり通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

ただいま宗田議員も同様の質問をいたしました。第1点目として放射能汚染の対応と教育指針についてであります。

鮫川村の将来を担う子供たちは、村の宝であります。このたび発生した福島第一原発の事故からなる放射能汚染から子供を守るべく、村の対応策と教育指針について、次の各点についてお伺いいたします。

第1点、こどもセンターや各小学校の除染対策とその経過と数値の推移、さらには今後の

対応策をどのようにされるのか。

第2点目、学校給食の食材確保による安全対策はどのようにされているのか。

第3点目、保護者への周知策の経過、また、今後どのように対策を講じるのか、3点についてお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 8番、関根政雄議員の第1番目のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の各小中学校の除染対策とその経過と数値の推移、今後の対応策でございますが、まず、本村の各小中学校等及び文教施設の放射線量の測定は、4月7日から開始いたしております。当初、放射線測定機器が整備されていない状況下でしたが、文部科学省の外郭団体である日本科学振興財団が大量の学習用放射線測定器を確保しているという情報をインターネットで確認し、借用できることが判明したため、本村では他市町村に先駆け、貸与を受けながらいち早く放射線量の測定を開始しております。

測定は、幼稚園、こどもセンター、小中学校含む文教施設、給食センター、「手・まめ・館」、鹿角平観光牧場など11カ所で毎日測定しております。これらの測定値は教育委員会で取りまとめ、集計後、各施設に通知するとともに、保護者等へ情報提供するなどの活用を行ってまいりました。測定開始当初、村内の文教施設の平均測定値は毎時0.4マイクロシーベルト、これは文部科学省暫定基準値3.8マイクロシーベルトの数値でいきますと9分の1以下でございます。年間積算放射線量は年間1.4ミリシーベルト、これは文部科学省暫定基準値、当時ですね。20ミリシーベルトの14分の1以下でありました。

文部科学省は、9月1日から児童生徒の生活パターンから推定される児童生徒が受ける積算線量の新基準を設定いたしました。本村の文教施設の平均測定値は9月9日現在、毎時0.2マイクロシーベルト、文部科学省新基準の1マイクロシーベルトの5分の1、年間積算放射線量は0.025ミリシーベルト、これは文部科学省新基準の0.534ミリシーベルトの20分の1と推計されております。本村におきましては、文部科学省の旧基準及び新基準と比較いたしましても低い値の空間線量となっております。

次に、本村の文教施設の除染、放射線対策でございますが、幼稚園、各小中学校のプールの利用でございますが、5月29日に本村のすべてのプールを、専門機関による水質と核種検査、ヨウ素131、セシウム134及び137を実施しております。この結果、いずれも検出限界以

下20ベクレル、1キログラム当たりでありましたが、ことしは各小学校のプールをやめ、農業者トレーニングセンタープールのみ使用を行い、スクールバスによる送迎を実施しております。また、本村では、申し出のあった中島村、浅川町の小中学校の児童生徒の利用を受け入れて行っております。

次に、幼稚園、各小中学校、計50台の天井張りつけ型の扇風機を設置していただきまして、安心・安全な学習環境の整備を行っております。

また、児童生徒が活動する場所での放射線量の低減化を図るため、園庭、校庭、グラウンドの表土除去、側溝の木の葉・汚泥の除去、砂場の砂の入れかえを民間業者に委託して実施しております。これらの放射線量の測定結果は、表土除去で18%、これは0.04マイクロシーベルトの低減、こういう低いのは、もともと本村の校庭が低かったからでありまして、側溝清掃では平均で53%の低減、これは数字でいいますと0.17マイクロシーベルトの低減で、砂場の砂の入れかえで75%、0.17マイクロシーベルトの線量の低減化が図られております。

今後の幼稚園、小中学校、文教施設の放射線の対応施策といたしましては、太陽光パネルを採用した空間線量率常時測定体制の機器、これを村内6カ所に整備しております。学校で具体的に申し上げますと青生野小学校、鮫小、鮫川中学校、修明高校、こどもセンター、トレーニングセンター、ここに常時測定できる、パソコンで調べることができます測定器を設置しております。

また、PTA等の通学路等の線量低減化活動支援4団体、線量計等緊急整備支援といたしまして児童生徒全員にバッチ式線量計を配布し、放射線の積算線量を計測する体制を実施いたします。また、空間線量率の常時測定体制を強化するために、文教施設へのサーベイメーターの整備を進めてまいります。

次に、第2点目の学校給食の食材確保による安全対策でございますが、本村は学校給食の食材、地産地消を推進してまいりましたことから、今般の原発放射能事故は大変残念であります。しかし、内部被曝は食品経由、粉じん吸入被曝などからの経口摂取などの経路があり、議員ご質問の学校給食の安全な食材確保は緊急かつ大変重要であります。

本村の学校給食食材の使用は、放射性物質の安全性が確保されたもの以外は使用しておりません。なお、暫定基準値を超えた品目は、市町村ごとに出荷が制限され、その他の地域のものは流通されません。現在、福島県産の農林水産物については、一部地域、一部の品目を除いて放射性物質が規制値以下で、そのほとんどは不検出とされております。また、牛乳原乳についても定期的に検査され不検出の判定が続いており、その安全性が確保されております。

す。なお、本村と古殿町の給食に使用している農産物はモニタリング検査が実施され、放射性物質の安全性が確保されるものを使用しております。

次に、第3点目の保護者への周知策の経過と今後の対策でございますが、文教施設の環境放射線量の測定数値の公表、給食食材の放射性物質の測定や判定の数値の公表、放射線量の低減策の事業実施や対策の方法等の周知は、保護者や教育関係者に対しまして、教育委員会、幼稚園、各小中学校、給食センター等の各段階別機関から通知、園だより、学校だより、給食だよりなどの文書によるもの、PTA保護者会、村の校長会、教頭会などの各段階別会議等を通じて周知しております。

いずれにしましても、未曾有の放射能汚染から、未来を担う児童生徒の安全確保と安心の確保、情報の正確な発信、復興・復旧は、最優先させるべき課題であります。今後も、これらの対応する施設や対策を積極的に進めまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げ、8番、関根政雄議員の第1番目のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 放射性物質の除去ですね、村民の一番関心の高い、また、特に子育て中、また、子供を持つ親御さんは一番関心が高いところであります。悪い土の、こどもセンターや各小学校の放射線の除去、除去した汚染された土、その量、どのくらいあったのか。また、どのような処理の仕方をされたのか、あと処理の方法ですね。どの場所にどういった形でされたのか、現地において仮置きしているのか、その点についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 私のほうでお答え申し上げます。

まず、除去された、今度の目的はロードスウィーパー方式で地表1センチの土を取り除く、放射線量の高い部分だけ取り除く、これは鮫川村のように線量の低い地域ではこれが一番ベストの使用であるという指導をいただいたものですから、ロードスウィーパー方式で土の表面を吸い上げる方式で、各小学校、中学校の校庭、青少年広場と園庭の除去活動を行いました。合わせまして152トンの土量だそうです。

それで、この土を土盛り予定の、恐らく5年後になるのかと思っておりますが、村の土地であります公営住宅の施設を建てる敷地内に置かせていただきました。低線量であるということと、あては土盛りが恐らく5メートルくらい近く土盛りする予定になっております敷地があります。15メートル幅の、長さが12メートル、そういったところに3メートルほど掘りまし

て、その中に土砂した土を入れまして、きのうでその作業が、すべて除染活動が終わったところですが、表土に60センチほど新しい土を盛り土しました。運んだ土が大体、高いところで0.25マイクロシーベルトございました。それで、西山です。この地区で8月10日に作業が始まりまして、作業前の線量が1メートルの高さで0.16ございました。これが作業後は、きのうです。はかったところ、もちろん盛り土しました。盛り土した後ですから線量低いんですが0.06です。通常の線量より、新しい土を盛ったものですから低い数値です。50センチでも0.19、8月10日の捨てる前が0.19でありましたが、きのうはかったところでは0.08です。地表1センチのところでは、西山地区では0.22あったんですね。結構西山地区も一部高いところあるんですね。一応1センチでは0.22、きのうでは0.12です。こういったところで安全が確保できたのではないかと私は思っております。

まず、セシウムへの浸透率が1年間1センチと言われております。1年間1センチですから、先ほど申し上げましたように5年間で半減する。ですから、地下の汚染度もない。あと、表土を盛り土したところに30センチ覆いますと、放射線量の放出度が98%、かぶせた土によって遮断されるそうです。それをその倍にしました、60センチにしました。ですから、まるっと100%、その被覆が、線量が飛散しない措置はとられたのではないかと、そういう思いで完了させていただきました。

以上です。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 西山地区に、公営住宅の予定地というところではありますが、現在、国・県の除染した用土の処理措置の指導といたしますか、どのようにされているのか、仮置きという言葉が随分耳にしますけれども、今、村長のご答弁だと放射性数値が低くなっているということで、3メートル盛り土すれば全く5年経過すれば成分が飛んでしまうということで、安全性が高いというふうに認識しましたけれども、仮置きではなくて、用地に埋めて最終処分という形のお考えなのか、それとも、国・県の指導のもとに最終処分の方法が決まれば、また掘り起こしてその土を行政、県・国の指導のもとに最終処分場に運び込むのか、どちらなのか、ご所見を伺いたしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 申し上げますとおり、とても線量の低い値であります。私は最終処分と考えて、そういった仕様で処分させていただきました。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 数値ははかれば低い、影響がないということが立証されて、実はきのうも役場の職員がはかられていたようであります。数値は非常に低い。しかしながら、そこが将来的に村の公営住宅が建設される用地になるということ、また、近隣には幾ら害はないといえど、これから住宅が建つ、また、現在まで建って若い入居者が多い、小さい子供さんも多いというところで、また、隣接には特老があるという、西山でいえば本当の中心地になるかと思いますが、そういった中に影響がないと立証されものであっても、最終処分という形で処分した後の入居者それから区民等々からクレームといいますか、安全性はうたっていても、ういう問題が発生しないかどうか一番懸念していますが、それについて1点、所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、低線量の放射線が将来にわたってどのような悪さをするか、そういうことを考えますと不安ではありますが、いずれにしろ、どこかの地にはそういった処分場を設けなければならない。特に鮫川はとても線量の低い地域である、0.20、高いところでも青生野は高い線量でありましたが0.25です。この線量は、私は人が生活する上で、決して健康被害、害ある数値とは認識しておりません。こういった私の判断の中で今回の作業は実施させていただきました。こういったのは地域の皆さんにも深く理解をお願いする、そしてとても大事なことは、少しずつ皆さん、そういった自分の地域で発生した放射線量、瓦れきは自分の地域でまず処分すべきだ、そして低線量の鮫川村は本当にそれ以上に低くも、盛り土も30センチ、差し当たり今回は60センチです。この上にまた新しい作業で残土が出た場合には5年間のうちに恐らく3メートル以上の盛り土になると思います。先ほど申し上げましたように、セシウムの地下浸透率は1年間に1センチだそうです。ですから、半減期は5年ですから、恐らく公営住宅で掘り起こす時期までには半減化される、0.1以下になる、そういった思いで今度の事業を実施させていただきました。こういったことでありますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） この問題は本当に村民が関心高い、また、これから各大字区、各団体が除染それから活動補助金をいただきながら進めていく中での仮置き場所には最善の考慮、村としても置き場所の指導、国・県が指導されているのであれば、できるのであれば最終処分場の仕方の指導もこれからあるわけだと思いますので、そういった最良の考えをしていかないと、なかなか地区民の理解は得られないものだと思いますので、今後また地区民と対話を

しながら、私どもも監視させていただきますが、対処をさせていただきたいと思えます。

続きまして、2番目の村民保養施設「さざり荘」の運営についてであります。

村民待望の保養施設「さざり荘」も、入場者が既に過去に1万人を突破しております。多くの村内外の入場者が、いやしの場として利用されることは非常に喜ばしいことでもあります。また、新エネルギーとして注目されているまきボイラー、これに関しては、各自治体、各他町村も非常に関心があって実際視察にも来ております。このような村内外から大変期待が膨らむ施設の有効利用度の向上に向けて、次の各点についてお伺いいたします。

1つ目は、開所後3カ月が過ぎましたが、入場者の分析や経営状況はどうなっているのか。

続いて、利用者からの要望や意見、提言はあったのかなかったのか。また、あったとすれば、それをどのように改善されてきたのか。

3点目、保養施設は村民のいやしの場である一方、村外の来場者に我が村をアピールする絶好の施設と認識しておりますが、今後の入場者数を維持して、さらにリピーター、また来ますという方をふやすための営業指針についてお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の「さざり荘」の運営についての質問にお答えを申し上げます。

4月29日開所ですから、以来4カ月過ぎております。おかげさまで、入場者が1万人を超えました。8月末現在の入場者数は1万2,285人です。有料入場者が、一般が5,055人、65歳以上が5,739人、小中学生が779人、合わせまして1万1,573人、減免入場者が乳幼児で255人、一般で101人、65歳以上が72人、小中学生61人、避難者が210人です。合わせまして712人となっております。

利用料金等の収入は、一般が250万3,500円、65歳以上・小中学生が191万7,600円、部屋代61万円、カラオケ代5万7,400円、雑収入が、厨房で土日、ラーメンを出しております、コーヒー自販機、売店売り上げなどでの売り上げが118万6,179円、支出の部では、8月末現在で人件費の支出が254万4,000円、事業費の支出が341万円、事業費の支出の内訳ですが、消耗品費が87万5,000円、燃料費が44万5,000円、光熱費が87万5,000円、仕入れの材料費等が76万円、諸工事費等が32万2,000円、その他が13万3,000円、負担金の支出が2万8,000円ございまして、合わせまして598万2,000円となっております。単純収入で総収入が627万4,679円、

総支出が598万2,000円、差し引き29万2,679円の黒字となっております。

次に、利用者からの要望や意見などにつきましては、毎日のように利用されているお客さんより回数券の要望がありまして、6月からポイントカードを発行し、10回で1回の無料ポイントカードを作成し、好評を得て常連客がふえているようであります。また、つまみ等の要望がありましたので、7月から簡単なつまみ類販売しております。特に要望があるのは毎日昼食をお願いしたい希望が多いようですが、村内の食堂や「手・まめ・館」など利用などの相乗効果を大切に思っているところであります。今のところ昼食の提供は土曜日、日曜日のみにしているのが現況であります。また、浴室に冷水、ふろ上がりの牛乳、アイスクリームなどの希望もありますが、状況を見て検討していきたいと考えております。

次に、リピーターをふやすための営業指針についてであります。職員も施設設備運営や衛生面や環境面など、初めて経験する作業が多く、軌道に乗るまでいましばらくかかると思いますが、お客様の接遇などには注意を払い、特にお客が帰るときには一言「どうでしたか」と声をかける気配りをしております。また、昼食などの出前の注文なども承って便宜を図っているところであります。ポイントカードで1回無料の利用も8月末で174名となっております。その多くは温泉の効能が体調によいと喜んでおられる方や、快適でゆったりとした気持ちになれると好評で、毎日来られる方が十数名おるようであります。その評判が口伝えに近隣町村にも波及し、最近では4割以上の方が村外の方で占めているようであります。村外の方は、いわき市、白河市、棚倉町、浅川町、古殿町だそうです。村外の方がリピーターとなってふえているのは事実でございますので、接遇を大切にしながら、ことしの状況を見て営業面にも手を加えていくよう指示したいと思っております。

以上で、「さぎり荘」の運営についての8番、関根政雄議員の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 予想以上の入場者数であるかと思ひますし、また、三、四割以上が村外の方、また、リピーターの方ということで、温泉の質、また、施設の内容、いやしの場として、村内外には今のところ大変な好評だということであることを認識いたしました。

実は、旧「さぎり荘」と現在の「さぎり荘」は全く移転をしまして、古い施設から近代的な新しい施設になりました。湯の質は従来どおりのものだと思いますが、その中で、村民の中から特に老人クラブとかお年寄りの団体さんが予約をして、大広間を貸し切りたい、しかしながら、これはいいことなんですけれども、だから、あいていけばすぐに貸し切るんでし

ようけれども、団体の老人クラブ等の総会で使いたいという、会議をしながら以前の「さぎり荘」のような形態で使いたいというところで、なかなか予約がとれない、また、廊下で済ませてしまったという、こういった声も聞いております。村長はたびたびあいさつの中で「いつか飽きっぺから」と、こう言うんですけれども、村外の方が来て、全く来なくなるということは、施設としてもマイナスなので、こういった村内の方々の団体、例えばさまざまな年中行事があります。こういった方々の受け入れ態勢は今の段階でクリアできているのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まずは、今ほどのお話もありましたように、村外の利用者が4割を占めております。あの施設は1日の利用者が、100人が限度の設計であります、多いときには、一番混雑するときに260人ほどのお客が3回ほど、日によっては入ったことがあるそうです。ですから、なかなか大広間を貸し切り、特に土曜日、日曜日、老人クラブの皆さんも土曜日、日曜日の貸し切りが多いようではありますが、土曜日、日曜日に大広間を貸し切っちゃうと、よそのお客さんを受け入れない、そういった思いで大変困惑していると。うれしい悲鳴といいますか、そういったところでありますが、これも村内の老人クラブの皆さんにはご迷惑かと思いますが、ひとつご理解いただきたいのは、私、老人クラブの皆さんにお願いしているのは、この施設は交付税交付金が、たくさん国のお金が、総額で3億8,000万かかった施設でありながら、3億円近くが交付税交付金で建てられた建物なんです、ですから、皆さんで使って上手に使い分けしてもらおうと。さらに、あの人だから特権で最優先で使うという、そういうことでなくて、皆さんと一緒に使っていただくのが一番安心かと。うれしいことですし、そのうち都会の人は二、三回来れば飽きて、あと皆さんの専用になりますから、そういうので少し口を濁してご理解をいただいております。こういったのも1年、2年経過を見まして、あるいは総会に大広間を貸し切れるような状態をどうやってつくるのか、その辺まで検討する時期が来るのではないかと思います、差し当たり今のところはこういった事情もあります。

そして、村外の方も、村内と同じく、先ほど申し上げました事情のために300円で利用いただいている、こういう安価な値段が利用を促進しているようでもあります。こういったことも社会全体で考えると必要なことではないかと。そして、こういった、来たお客さんをいかにして、「さぎり荘」でなく、もう少し宿、広畑にまで足を運んでもらう、こういったのを商工会の皆さんが努力してもらえば、また違った村の振興、進展を図ることができるので

はないか。そういう意味でも、私は村外の方が多く利用してもらい、そして、本当に本音、5年、10年先もこういったリピーターが、村外の方がふえれば、また違った村の商業の振興が図られるのではないかと。ただ帰すのでなくて、宿、広畑に回ってもらえるような店づくり、品ぞろい、あるいは館山公園の整備なんかも恐らくあると思います。こういったことを皆さんと検討しながら、協力しながら取り組んでまいりたいと思いますので、ご協力お願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 「さざり荘」については、ただいま商工会と連携とれた既存の施設との連携ということ村長のほうの推察とおりでありますので、アンケート等々も実施するなり、村民、また、村内外の方々の意見を尊重して、なおかつあそこで入り切れない方々については、相乗効果というか、隣接の施設、既存の旅館、温泉に足を運べるような、そういった形を今後模索していくためにも、行政としても、また、商工会としても尽力をしてほしいなという認識をしております。

さて、最後の質問であります。

防災教育と村民への周知ということにつきましては、以前から幾たびも一般質問をさせていただいております。

村民への防災教育については、以前の一般質問でもただしております。いまだ余震が続き、今後も巨大地震が発生するとの予告もあります。そのために村民の不安も解消されないままにあります。発生してはならぬ災害に対処すべく、全村民対象とする防災教育や、地震に詳しい学識者による継続的な勉強会、また、講演会を開催して、万が一の有事の際に災害を最小限度にとどめる施策が必要と思われませんが、今後の防災教育に関しての計画についてお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） 関根政雄議員の3点目の質問であります防災教育と村民への周知対策についてお答え申し上げます。

ことし3月に発生しました東日本大震災、8月の新潟、愛知地方の豪雨、9月には近畿地方を襲いました台風12号による大規模な災害等、私たちがいまだかつて経験したことのない災害が続いております。多数のとうとい人命が亡くなっております。災害で亡くなられた

方々には深く哀悼の意を表するものであります。

本県の場合には、福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染問題に忙殺され、新たな災害への対応ができていないのが現状であります。このような状況から、今年度予定しておりました福島県及び県南地方総合防災訓練も中止となっているところであります。ことしは県南地方では埴町が予定でありましたが、そういったことで中止ということでありました。議員ご指摘の防災対策は必要であると認識しております。そのために、平成25年度に本村を会場に実施される予定であります県南地方総合防災訓練の準備を今年度から進めていく考えでありますので、この中で住民向けの防災教育のあり方、自主防災活動を含めたリーダー研修会等につきましても検討していきたいと考えております。

また、昨年送りましたハザードマップの内容あるいは活用につきましても検討を加え、村、消防団、行政区が一体となって防災環境の整備に取り組めるように努力したいと考えているところであります。本村でも災害ボランティア組織が、先日、議員皆さん方も多数参加されたようではありますが、立ち上がりましたので、限られた職員の中で手の届かない分野につきましてもは、こういった皆さんの連携、協力を進め、防災学習会などを計画される場合には村としても支援、協力していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、8番、関根政雄議員の3点の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 9月1日は全国「防災の日」であったようであります。この日に各自治体が想定外の想定をされて、各全市民一つになって防災訓練をした自治体が数多くあったようであります。

地震の測定で我が村は他町村から比較すると軽い、水害にも強いということが言われておりますが、絶対地震は来ないという確信はどこにもありません。今回のような想定外ということでもありますので、必ず地震が来ると思って、危機感を持って訓練に臨まない限りは、とうとう村民の命が奪われてしまうということになります。

実は村長の答弁に、ハザードマップについて、昨年策定されまして全戸各戸に配布されておりますが、しかしながら、よくこの内容を見ておられる村民はどのくらいいるのでしょうか。各大字区の土石流の危険箇所、さらには土砂・急傾斜の危険箇所、水害に弱い箇所はうちの集落だとどこにあるかということ、意外と村民はわかりません。聞いてもわからない人が多い。ですから、せっかくできたハザードマップを参考にして、村民全体の防災訓練、さらには大字区に防災訓練をして緊急避難所に避難して、大字区の区民センター等々が避難場所

になっております。ここに集まった全村の地域民にもう一度ハザードマップの内容を熟知してもらい、さらには、有事の際には何が必要かというのを行政の指導さらには専門家の指導を交えてやる、それによって、いざというときに村民の命を守る、そういった方法が必要なのではないのかと思いますが、再度具体的にそのような提案をさせていただきたいと思いますが、村長の所見、お伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の再質問であります。

まず、安全な地域づくりであります。私は、ことわざに「地震、雷、火事、おやじ」とありましたが、地震、何でそんなに怖いのかな、本当は侮っておりました。大変これほど怖いものとは思いませんでした。地震により、津波はそうですが、火災まで発生して、あの惨状を見ますと本当に胸が引き締められる思いであります。こういった災難を村民には決して味わってもらいたくないな、そう思ったわけですが、まだ、あの3月11日以降の余震が続いております。きのうなども、どんと一発来ました。こういったことで、ぜひ不安な村民の解消を図らなければならないと努めて思っているところであります。

こういった中で、今回の関根議員の質問を見たときに、家に帰りました。まず身近なものからと思って、うちの母ちゃんに「おい、去年配ったハザードマップ出してみろ」、全然どこかへ行っちゃって、何ぼ探しても出てきません。何の意味もないようであります。こういったことで果たしていいのかな、つくづく今、議員ご質問のとおりで、ハザードマップを見ていない、あれは恐らく電話帳と同じく、いつも目につくところに、目の届くところに置いておく必要があるのではないかと考えております。こういった人を一から指導しなければならないのかな、安全を確保するためにはこういった対策が必要であると、つくづく今度の災害で思っているところであります。

鮫川村は、決して地震に強い地盤ではないと思います。皆さんの協力で屋根の補修事業、住宅の補修事業等も実施させていただきました。20万限度で、私は1,000万ほどあれば終わるんでねえか、そういう思いで、せいぜい50件ぐらいだべと考えておりましたが、今、実際には80件近くの引き合いがあります。半倒壊の家屋も7軒ほど発生しました。あるいは、水道の断水もありました。これも10万で、500万も予算化すればいいのかな、大体今はちょうど50件の要望戸数があります。こういったことで、私は鮫川ほど安全な地盤はないんだと思っておりましたが、決してそうではありません。このあたりを十分気をつけながら村民に周知して、もっと安全を先取りした村づくりに取り組まなければならないのかと、今つくづく

考えているところであります。

議員のご指摘のとおりでありますので、さっそく大字ごとにハザードマップの利用状況などもぜひ調査し、常々目につくところ、電話帳と一緒に皆さんにご利用いただければと考えておりますので、この辺を指導していきながら、新しい安全な村づくりに取り組んでまいりたいと思いますので、ご協力よろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 行政の大きな役目は、村民の命を守るというところにあるかと思えます。どうか大雨のときや、また、地震のときに、土砂崩れで眠れない夜を過ごす村民が大勢いることも、各地区そういう実態がありますので、ぜひ前向きに対応していただくことを願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田三郎君） ここで10分間休憩します。

（午前11時32分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時43分）

◇ 星 一 彌 君

○議長（前田三郎君） 一般質問を行います。

7番、星一彌君。

〔7番 星 一彌君 登壇〕

○7番（星 一彌君） 一般質問に先立ちまして、大楽村長の3期目の当選、まことにおめでとうございます。まめで達者な村づくりの、この大きな柱である事業も、いよいよ3期目が実のなる時期に来たのではないのかと、そういうふうには確信しておりますが、3月11日の大きな災害によって、この村がなかなか厳しい条件に置かれているとは思いますが、どうか3期目に大きな実となって、村民のさらなる生活向上に寄与されることをご期待申し上げます。

今議会におきまして、2点についてお伺いいたします。

まず、1点目に、東日本大震災以後の本村の取り組むべき課題についてでございます。

3月11日に起きました東日本大震災から半年間が過ぎ、いまだに不安な生活が続いております。特に放射能による被害、これは汚染を含めて収束の見通しが立っておりません。農畜

産物への出荷停止の補償問題を初め、風評被害に今後どう賠償する考えなのか、我が村においても村民を守る観点から、長期化が予想されるこの問題の取り組むべき課題についてまずお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 7番、星一彌議員の東日本大震災についての1点目のご質問にお答え申し上げます。

まず、原発事故に伴う補償の件であります。東京電力は、去る8月5日に原子力損害賠償紛争審査会において決定されました東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力災害範囲の判定等に関する中間指針を踏まえ、確定した損害に対する本補償を行っていくとの方針を発表いたしました。これに伴い、9月5日に郡山補償相談センターの市森部長以下1名が来村し、本補償に対する概要を説明していったところでございます。

その内容であります。補償基準の概要として本村が関係する部分を見ますと、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等にかかわる損害といわゆる風評被害となっております。中間指針に盛り込まれました部分とそうでない部分につきましては、今後の指針策定に向け要望してまいりたいと考えております。

次に、これら請求の受け付けですが、9月12日から始めたいとしております。補償の対象期間は、事故発生時から8月末日までの確定分、9月から11月末日までの確定分と、将来に向け、3カ月単位で請求を受け付けるとしており、県南受付拠点として白河市に事務所を開設するとのことであります。補償請求にかかわる書類につきましては、9月中に請求に基づき発送したいとのことであります。

次に、補償請求の方法ですが、直接請求するのが本来ですが、これら請求を迅速に進めるため、既にJAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会が、県内29の農業関係団体で設立され、仮払い補償の代理業務を実施しております。村といたしましても、本来村が代理業務を行うべき事案ではありませんが、村民の皆様が被害者でありますので、補償請求にかかわる相談等、随時対応してまいりたいと考えております。当面、請求にかかわる書類を取り寄せ常備するとともに、東電を呼んでの説明会開催を検討したいと考えております。

次に、今後の対策としまして除染が大きな問題になるのではないかと思います。現時点で

は放射線を発することを弱める手法がないことから、放射性物質を除去する方法と放射性物質を植物が吸収することを抑える固定法が有力ではないかと考えられます。幸いにも本村の環境放射能は低い数値で推移していますが、できるならば人工放射線を受けないのが望ましいので、生活圏の除染、農地の除染等、それぞれの知見を得ながら進めてまいりたいと考えております。

生活圏の除染につきましては、幼稚園や小中学校の校庭の除染を実施しております。また、住宅や道水路の除染につきましても、村民の皆様に協力を呼びかけ、18日の道路清掃時にも堆積土砂の撤去をお願いしているところであります。

農地等の除染につきましては、既に耕起していることから、吸着物質の散布やカリウム肥料の施用等手法を検討し、農家の皆様に情報を提供するとともに、国や東電に対し、これら技術開発や経費の負担について要望・要求していきたいと考えております。

この問題は長期に及ぶものでありますので、議員各位の協力をお願いし、7番、星一彌議員の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） まず、除染のほうからちょっと質問させていただきたいと思いますが、実は10月2日に西野でも豊年相撲大会が実施されるわけなんですけれども、それに伴いまして、あの周辺の汚染に対応するというものは、今度の日曜日ですか、清掃の日に行くということが決まっております。実はけさほど区長のほうに、どのくらいあるんですかという放射線量の話をちょっとお聞きしましたら、場所によっては若干違うんですけれども、0.3から0.35というような数字が出て、報告になりました。当然あの周辺の草刈りはもちろんですが、側溝の清掃、それに土表あるいは土表周辺の土の入れかえということがセットされているようでございます。除染されたその土は、聞くところによると村の指導でもって西野の区民グラウンドのそばに仮置きするというような話を聞いておりますが、仮置きですから、いずれかはどちらかに移動せざるを得ないと思いますが、その辺の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星一彌議員の再質問であります。除染した土砂あるいは汚泥をどうするのかということですが、私は、校庭の除染は西山にお世話になりました。これは線量が低いという判断のもとで行いましたが、今度はそういうわけにもまいりません。0.3から、側溝の場合ですと0.6ぐらいまであるそうです。こういったことで、西山には持ち

込まないでくださいということをお願いしました。低線量のものであれば、5年で半減すれば、これはやむなしという判断のもとで今回行わせていただきました。今度の18日に行われます各大字の除染活動は、側溝等の高濃度の放射性物質の除染活動になると思います。こうったところで、差し当たり各大字で仮置き場を設けて、その仮置き場には最後には恐らく中間処理ですからしばらく置くようになると思いますので、周りに影響を及ぼさないような防護策は、土を30センチ以上盛るとかビニールで覆うとか、そういった工法で差し当たり仮置き場の要請をいたしたところであります。

また、これを、最終処理場を村で考えているのかと申しますと、今のところこういった高濃度の最終処分場は村内には余り設けたくないと思っております。この辺、皆さんと相談ながら、またどうしてもやむを得ない場合には、そういった適地があるのか十分検討しながら最終処分も考えていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 最終的な処分場ではないということが今お答へとして出てまいりました。恐らく村内全域の清掃をやるとすれば、かなりの量の、側溝周辺も含めますけれども、汚染された土量でないのかなというふうに考えております。

実は大塩の農事組合のほうで、この前、草刈りと側溝修繕やったんですよね、私行ってきました。それで、本来ならば中山間事業で草刈りだけで終わるんだけど、ことしは側溝まで修繕してもらえるんですよということで、私も交ざってやってきたんですが、かなりの土量なんですよ。100メートルぐらいの距離なんですけど、深さ70センチぐらいの深めのU字溝、あれなんかは、本当にあの土砂をあのままにしているのかと私は言いながら、農事組合さんに言ったんですが、「いや、そのうち耕運機でのぼったりてわかんめいから」というような話ではないと思うので、地元の農事組合ですので、村長さんよく監督のほうをお願いしたいと思ひます。

それから、風評被害の件なんですけど、先ほど宗田議員さんが質問の中で、少しでも被害あれば風評被害じゃないんだよという、全くそのとおりであると思ひます。ですから、風評被害っていういろいろ資料提出なんか、よく報道でされておるようですから、その家によって、もちろん収入の枠が違いますし、風評被害の内容も変わると思ひますが、そうした指導は当然村でも応援してやってくれるというようなお話がありましたので、よく説明して、お互いに村民のプラスになる手法に取り組んでいただきたいというふうにお願ひしておきます。

それから、3点目に、最近山林の汚染度がひどいというような報道がされております。山

林の汚染というのは、永久的になかなか除染も難しいだろうというのが報道されておりますけれども、これが長年かかって雨水でもって耕作地あるいは住家に流れてきた場合には、幾ら前後除染されても、前もって除染しても、また戻ってくるのではないのかなというふうな感じがするんですけれども、その辺の対応と、それから、23年度の事業の中で言おうと思っただんですが、木の葉、村でも「有機の里づくり」事業の中で、お年寄りの皆さんに働いていただいている木の葉の問題は、今後どう対応しようとしているのか、現在までその数値ははかったんでしょうか、はかっていないんでしょうか、その辺のあれを踏まえてお願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星議員の再質問であります。

まず、私の地元であります大塩農事組合の河川清掃の一件であります、撤去した土砂はどうするんだということですが、あそこは流れている川に堆積した土であります。ですから、私は、あそこの流れている川の土砂の測定はしておりませんが、決して、とても低い数字であるのではないかと思います。今心配されているのは、側溝に沈殿している、流れていない、たまっている土砂の放射線量が高いんですね。この辺、なお気をつけて測定しながら対応してまいりたいと思います。ただ、大塩の場合には、水量はあるんですよ。水量、そこで言っているのと違うのかい。

〔発言する人あり〕

○村長（大樂勝弘君） はい、そういう考えであります。

あとは風評被害であります、これは先ほど宗田議員のとおり、風評被害、実害なんですね。こういったのは、ただ、500ミリシーベルトという基準値があつて、基準値以外ならば流通していいということになっているんですけれども、とても高い、確認されたものは口に入れたくない、これが人情であろうかと思います。これは実害であります。こういったのは積み重ねて、東電に当然請求すべき事項であると思います。東電もそうですし、これは国家事業であります。原子力産業だけはどうしても私は、東電1社でなくて国で責任を負うべき、余り難しいこと言わないで国で責任負うんだよ、そういう、国会議員の先生方にはお願いしております。こういったのは、しかと風評被害、実害等を含めて請求していきたいと思ます。

あと、山林等の除斥であります、これはとても特に常緑木に多いようであります。常緑木、全部切っちゃえばいいんでしょうけれども、落葉樹の場合には3月12日ころは葉っぱが

ついていなかったんですね。杉とか松があったものですから、これらに多いようです。下より木についているのが多い。これは切らなくちゃだめなんですね。こういったのは国の指導を待ちながら、国がどうして川内村とか飯舘を除染するのか、その辺の指導を仰ぎながら鮫川村も考えていきたいと思っております。

ただ、木の葉です。木の葉は、鮫川村の基幹産業であります農業にとっては、とても大事な資材であります。これは、ことしの使う量の半分は昨年集荷しました。集荷というか、農家の人にお願ひしまして集積しまして、今保管しております。岩野草のハウスに保管しております。半年分はあると思います。ですが、これをことしの木の葉には恐らく高い放射線量が含まれております。鮫川の木の葉の集積しやすい場所は、去年しましたからないわけです。ですが、ことし降った、発生する木の葉は恐らく成分が高い、副資材としては使えない資材になるかと思いますが、これは全部皆さんにお願ひして集積したいと思っております。それで、恐らく東白クリーンセンターで持っていきと言いますが、大量のものは扱ってくれないと思います。これは、国にお願ひして処分は考えるつもりでおります。うちのほうの衛生組合に持って行かしても、恐らく扱ってくれないと思います。一時保管をしまして、国で最終処分場ができました折にそちらに運んで、これらを処分してもらおう。それで、次年度、来年以降に発生します木の葉は有効に使える、こういったことになるのかと思います。ことし油断しますと、来年以降、また同じく使うことができない木の葉の資材になってしまうと思いますので、しっかりと除染活動を含みながらことしの木の葉は集積してまいりたいと考えております。

以上で、再質問の答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） よろしくお願ひいたします。

それから、あと1点だけ質問させてください。

実は紀伊半島で、このたび台風12号の豪雨災害が出ました。鮫川村に置きかえた場合、4月11日に起きた余震で数戸の農家の裏山が割れている状態だということで、ブルーシートをかけながら水が入らないような対策はしていると思いますけれども、紀伊半島の崩壊は深層崩壊という言葉を使っているようでございます。ですから、もちろん鮫川村の余震の被害なんかも、どちらかといえば深層被害に入るのかなど。ですから、早急にあの割れたところの補修、あるいは違った形で工事を進めるべきだと思いますけれども、これは村でやる事業ではないかもしれませんが、よく県のほうとも連絡を取り合って早急にしたいと思いま

すが、何か意見があったらひとつお願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 急傾斜の裏山の崩落ですが、鮫川では確認されているもので危険だと避難命令出すところが3カ所ほどございます。そういったことで、本当は国の事業で行えればよかったんですけども、なかなか保安林の指定が伴いました。保安林の指定で一部のリンクから中止がございまして、これは県工事になりました。県工事ですと、秋の査定になるかと思います。今年度中に早目に仕事が始まればよいと思っているんですが、1カ所はそういうことで今県にお願いしているところなんです。もう1カ所は西野ですが、これは始まりました。こういったことで安全は確保できるのかと思います。もう1カ所は、どうしても災害に該当しない地形というんですか、お墓なんですかね。どうしてもお墓というのは法律上余り自治体では関係できない、入れない分野なんですかね。こういったことで、少し檀家の人たちの皆さんに検討してもらっているところであります。

村民の安心・安全は行政の責任でありますので、この辺も指導していきながら、協力できるところは協力してまいりたいと思いますので、そんな地域がございましたらば、再度皆さん方のご提案もお願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） ここで午後1時20分まで休憩します。

（午後 零時05分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時20分）

○議長（前田三郎君） 一般質問を行います。

7番、星一彌君。

○7番（星 一彌君） 昼休みを挟んでしまうと、何かちょっと質問者自体が、気が抜けたような感じがしますが、一生懸命やりますのでひとつよろしくをお願いします。

2つ目の質問に入らせていただきます。

平成23年度事業の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

未曾有の大震災に見舞われました23年度の事業計画も、地震に対する補正あるいは放射能汚染に対する補正など、厳しい現状で進めなければなりませんけれども、23年度の主な事業の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 7番、星一彌議員の平成23年度事業の進捗状況についての質問にお答え申し上げます。

鮫川村の平成23年度事業につきましては、議決いただきました予算書に基づき、各事業とも逐次着手され進んでいるところであります。

主な事業の進捗状況ですが、まず、平成22年度からの繰越事業であります鹿角平クロスカントリーコースの整備事業であります。9月に竣工の運びとなり、10月当初にオープンの予定となっております。

地域バイオマス利活用交付金を受け平成22年度から計画しております豊かな土づくりセンター建築工事につきましては、東日本大震災の影響で第1期工事の総事業費1億3,554万円のうち、8,514万2,000円を事故繰越して事業を進め、さらに今年度、第2期工事分として8月12日に着工し、備品等の購入も含め平成24年2月末に完成予定であります。

また、社会資本整備総合交付金を受けて計画いたしました村道遠ヶ竜・戸草線改良工事、広畑団地建てかえ事業は、両事業とも8月12日に着工し、平成24年3月完成の予定で進めております。

さらに、水道未普及地域解消事業区域拡張事業費補助金を受けまして計画いたしました落合給水施設整備工事につきましては、現在測量設計の段階ですが、同じく平成24年3月完成予定で事業を進めております。

その他、東日本大震災に伴う災害復旧事業の主な事業としては、5月に専決処分の承認をいただき補正予算に計上いたしました鮫川中学校災害復旧工事及び体育館地盤の復旧工事につきましては、7月に着工し9月末に完成の予定で進めております。工事はまだ現在までにおおむね完了しております。

同じく5月に専決処分の承認をいただきました高齢者総合福祉センター施設災害復旧工事につきましては、7月27日に着工し10月30日完成の予定で工事を進めております。

6月の補正予算に計上いたしました交流施設災害復旧工事につきましては、7月に着工し8月に完成いたしまして、8月8日に再オープンいたしております。

このように、震災影響による資材不足等が心配されましたが、各事業ともおおむね計画どおりの進捗を見ておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、星一彌議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） ただいま23年度の主な工事の進捗工事の説明ございましたけれども、今、説明あった分は大体了解したのかな、そういうふうに考えております。

二、三点について、23年度の事業の中から抜粋してお聞きいたしたいと思うんですが、移動式通信用鉄塔整備、前折戸ですか、今度建てる予定があるそうですが、どのくらいの規模で、どのくらいの範囲まで電波が届くのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 移動式の通信整備事業の前折戸地区の鉄塔整備であります。昨日、実は取り付け道路の入札が終わりまして、村内の湯座建設が約300万で取り付け道路の工事に取りかかることとなります。あの辺に建てましたのは、実は後折戸地区が浅川の電波塔で支障を来している、こういったことがありましたものですから、あそこは萩ノ沢の一部、ただ、萩ノ沢にもことし計画予定であります。前塩倉、前折戸、後折戸、その辺を網羅したいな、あとは滑石も一部難聴地域があるそうです。こういった、それほど高性能な、通常の、普通の今まで建てた鉄塔であります。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 実は塚本に、集会所のところに、昨年でしたか、建設されました。どうもあれが開始されても、全く塚本部落は正直言って恩典が少のうございます。やはり建てる場所が、私は選定が間違っただのではないかなと思うんですけれども、あそこの鉄塔からは塚本の上集落は入らないんですね。ですから、酒垂の電波も届かない。滑石の一部は届くんですが、塚本のふれあいセンターのところに建てたやつでは、藪のほうはもちろん届きません。ですから、塚本の中、西、浅屋敷かな、そのくらいしか多分電波は届かないと思います。

それで、前も大分その問題で集落の人らと話をしてみたんですが、部落の土地だから許可したんだという話をお聞きしたんですが、どうせ、あれ1,500万と言ったですか、そのくらいかかるんですから、いま少し場所を選定していただければ、もっと効率が上がったのかなと思いますけれども、今度は高台に建てるものですから、かなり広範囲に電波が流れるものと期待を申し上げます。

続きまして、住民福祉課のほうで、これ、新事業になると思うんですが、在宅看護お助け事業、この辺の現在の内容等のご説明を聞きたいと。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今のお尋ねの件は担当課より説明を申し上げます。

あと、先ほどの移動通信塔なんですけど、本当は村では機械持っていないですよ。鉄塔の設置場所は業者に丸投げといいますか、業者が今の状態でどのくらい受けられるのか、難聴地域がどこなのか、機械でエリアを探るんですね。それで、一番効率のいい場所を選定する、こういった仕方をお願いしているんですけども、塚本の鉄塔には、あの地区は浅川から少し入ったんですね。ですから、あそこに立てても、ごく一部の人しか意味がなかった、利用者がなかった。今度の折戸の場合には、今度はあの土地で網羅されなかった、しかも上塚本の人たちが入れっかな、折戸も入れっかなって、そういう思いでありますので、その辺、なおもう一度、あの辺の網羅状況というんですか、確認していきたいと思います。

あとは、もう一塔、西野地区には、24年度には萩ノ沢に建てる計画であります。

○議長（前田三郎君） 住民福祉課長、佐藤文夫君。

○住民福祉課長（佐藤文夫君） ただいまのご質問なんですけど、高齢者お助け事業の件ですけども、ことし初めて始まったわけなんですけど、最初は申し込みが少なかったんですけども、社会福祉協議会に委託いたしましてお願いしまして、回って歩いております。最初は五、六軒だったんですけども、だんだんとふえまして50軒近くになっております。

なお、90歳以上のところは必ず近くに行ったら立ち寄って安否確認といいますか、そんな感じで回ってくるようには話しております。特に心配なところは何回か回ってもらったりしております。

以上です。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） ありがとうございます。これから高齢化の社会に入るわけですから、ますますこういう事業が大切になるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、もう1点、住民健診のことについてお伺いしたいんですが、多分65%以上にならないと云々という問題がありましたよね。

〔「60%」と言う人あり〕

○7番（星 一彌君） 65%以上にならないと、比率が高くなったかという問題があると思うんですが、実はこの前の健診で結果はどうだったんですか、お聞きしたいんですが。

○議長（前田三郎君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（佐藤文夫君） 60%にぎりぎりかなというところなんです。去年が57%だっ

たんですけれども、その前は60%行きました。ことしは、まだ正式にはちょっと数字を持っていないんですが、59%ぐらいかなというふうに思っています。ことしは、今、国保の連合会のほうに特別な事業がございまして、これ、10割事業ですが、保健師の専門家といいますか、その方を頼んで保健指導、特定保健指導なりやっていただくようにして、理解をしてもらうという事業が始まっております。現在も特定保健指導とかやっております。今後はもう少し、65%になるのが25年目標にしておりますので、24年度には何とか達成したいなとは思いますが、特に40・50代の人たち、そういった方にも出ていただければなと思うんですが、高齢者の方は結構出席率はいいんですけれども、これは福島県で一番、後期高齢者の方は受診率がいいんですが、どうしても中間層の方は少ないようなので、これから保健指導に力を入れていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 確かに住民健診は受けない人の話を聞くと、「いや、おれは医者にかかっているんだから」という、そういう観念がまだ、そういうのはPR不足の部分がないとは限らないと思うんですが、やっぱり本人の自覚ももちろん必要だと思いますが、これから65%という一つの目標に向かって頑張って、PRも兼ねてやっていただきたいと、そういうふうに感じております。

続きまして、今、放射能、いろいろ汚染問題で畜産関係も非常に厳しい条件ではございすけれども、畜産振興事業のほうで一つお伺いしたいんですが、優良牛増殖事業、この内容と現在の確保頭数をお聞きしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 優良牛繁殖事業だと思いますが、これは今、利用率は、利用頭数と利用者数については担当課よりお答えをさせます。

○議長（前田三郎君） 農林課長、森君。

○農林課長（森 洋君） お答えをいたします。

優良牛・繁殖牛の導入貸付事業につきましては、現在返納牛が2頭、新規貸し付けが1頭というような状況で、現在の貸付状況につきましては9頭の貸付を行っているところでありますというような内容で現在進行しているというふうな状況でございます。

なお、ちなみに、肉用牛特別導入事業につきましては、現在2頭ほど貸し付けを行っているというような状況で進んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） それでは、地域整備課のほうにお聞きしたいと思うんですが、村道、農道整備を含めて、村一括して事業に取り組むような形ができたようでございますけれども、来年から実施される計画なんですか、ことしが計画の年ですか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 地域整備課長、近藤君。

○地域整備課長（近藤保弘君） 今の質問ですけれども、今年度の予算の中で計画書を策定ということで計上させてもらっています。それは村内一円ということで、農道、水路、それから簡易水道という計画をことし計画をします。その計画書をもって国のほうに出します。出して、採択だったものに具体的な計画書をもう一回つくって出すということなので、来年からは実施は無理と思われまして。ですので、二、三年後からという予定でいます。

以上です。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） そうすると23年度に計画をして、計画を県に上げて、それから県からの認可かかるには3年ぐらいかかるということなんですよ。すると、村で考えている候補地というのは、今あればお聞きしたいんですが、一番先にやる候補地あれば。

○議長（前田三郎君） 地域整備課長、近藤君。

○地域整備課長（近藤保弘君） 一番先やるという順位も、中ではつけていかなくちゃならないとは思いますが、農道ですと、今、頭に残っている路線としましては、滑石・浅川線と越虫、それから戸草の蛇口ですか、3路線くらいが候補地、それから細かい路線もあります。というのは名下の生活道路の一部もあります。それから、水路につきましては、排水路ですけれども、菅ノ目地内の水路、東前田の水路と思ったんですけれども、それはことし予算がつきますので、その分は計画から抜いてもいいかなと思っています。

ですので、先ほど言いましたように、今回、村一円の計画書を、こういう状況だよということで国のほうに提出します。提出した結果、村全体がこういう事業に取り組むなら、今度は詳しい計画書を上げていいよという採択が参ります。それを受けて、今度は具体的な計画書を出しますので、3年くらいという期間というふうに申し上げました。

以上です。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 23年度も非常に厳しい事業のあれかと思えますけれども、地域住民と

いう一つの基本に命じながら事業の進展をよろしくお願ひしたいと思います。

まだ時間はありますけれども、ここで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田三郎君） ここで暫時休議いたします。

（午後 1時40分）

○議長（前田三郎君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時41分）

◇ 前 田 武 久 君

○議長（前田三郎君） 一般質問を行います。

11番、前田武久君。

〔11番 前田武久君 登壇〕

○11番（前田武久君） 第9回の定例会に当たりまして、2点に対し質問をいたしたいと思ひます。

まず、第1点、震災、原発被害復興策について。

本村の東日本大震災、原発被害における復興対応策についてお伺ひいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の震災、原発被害復興対策について、質問にお答えを申し上げます。

3月11日に発生し、未曾有の大被害をもたらしました東日本大震災から半年がたちました。日本における観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、この地震により、場所によっては波の高さが10メートル以上、最大が40.5メートルにも上る大津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしました。また、地震と津波による被害を受けた東京電力福島第一原子力発電所では、全電源を喪失して原子炉を冷却できなくなり、大量の放射性物質の放出を伴う重大な原子力事故に発展しました。

本村の地震による被害は、住家被害で、これ住宅被害です。半壊が7棟、一部損壊が112棟、非住家で公共建物11棟、その他39棟、道路、自家用水道被害、墓石の倒壊等となっております。

ります。

対応策としましては、住家の被害につきましては、鮫川村地震災害被災者住宅再建支援補助制度を創設し、修繕に要した費用の50%で20万円を限度に助成措置を講じる策を講じたところであります。さらに、半壊以上の住家につきましては、県、日本赤十字社の義援金の申請手続を済ませており、第一次、第二次配分が完了しております。

また、井戸水が出なくなったとの被害対策として、鮫川村地震災害被災者自家用水道復旧支援補助制度を創設し、その修繕費用の50%で10万円を限度に助成しているところであります。

さらに、道路、公共施設の損壊等につきましては、それぞれ災害復旧費を補正対応し、国庫補助対象事業に該当する事業につきましては、県を通して国に要望しその手続を行っているところであります。

次に、福島第一原子力発電所事故による放射能汚染対策と復興策であります。子供を初めとする村民の方々の健康への影響、農畜産物への被害、影響等については、それぞれ説明させていただいておりますので省略させていただきます。

今後の復興対策であります。国は、被災地域における社会経済の再生及び生活の再建となる活力ある日本の再生のため、国の総力を挙げて東日本大震災からの復旧、そして将来を見据えた復興へと取り組みを進めるため、東日本大震災からの復興基本方針を示し、復興を担う市町村が能力を最大限に発揮できるよう、現場の意向を踏まえ、財政、人材、ノウハウ等の面から必要な制度設計や支援を責任持って実施するとしています。

また、県では、地震、津波による被害のほか、収束の見えない原子力災害、これに伴う風評被害に苦しんでいる県民に対して、復興に向けた希望の旗を立てて、すべての県民が思いを共有しながら一丸となって復興を進めるため、復興に向けての基本理念と7つの主要施策をまとめた福島県復興ビジョンを策定いたしました。これらを受け、村では、福島第一原子力発電所事故による放射能汚染対策と復興健康会議を開催し、被害状況の把握と今後の対策について検討を行ったところであります。

内容については、私が今回3期目の重責を担うに当たり、村民の皆様に申し上げました鮫川村を大震災前のきれいで安心して住める村に戻すことを大前提に掲げ、まず、放射能汚染被害の補償賠償対策、村民の健康調査、放射能汚染の実態調査、除染対策、放射能分析機器並びに測定器の整備、環境放射能測定機器の整備、簡易環境放射能測定器の整備、それぞれの担当部署において進めていくこととしました。

そして、今後の復興対策であります。当村でこれまで進めてきました「まめな暮らしを生かした村づくり」が、原発事故により根幹から覆されようとしており、住民が安心して暮らせる地域の維持・再生を図るため、徹底した除染作業を実施し、放射能汚染を克服しながら「ゆうきの里づくり」を進め、安全な食の再生、豊かな生態系の再生を図るとともに、美しい村の創造を目指していく所存であります。

また、エネルギーの地産地消を目指し、鮫川村地域新エネルギービジョンの見直しを図り、公共施設の太陽光発電設備の整備、一般住宅への助成、小規模水力発電・風力発電の誘致、鮫川村バイオマスビレッジ構想をさらに発展的に推し進め、発電の構想も検討事項に加え、施策の中に取り入れていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いする次第であります。

以上で、最初の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 先ほど災害の支援事業、これは3月11日以降、即対応されまして、住宅倒壊、水道事業等にいち早く復旧を目指して支援されたということですが、私からかなり評価したいと思います。

なお、その際に、水道事業に関してですが、多分当地方はアンケートを住民からとられたと思います。その結果等はどうなっておられるのか、そしてまた、今後アンケートでとった要望に沿った事業をどう展開される、それらについてお伺いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） アンケートにつきましては、まとまったそうです。きょうお渡しするけれども、今は渡していないね。それですから、きょうの帰りまでは準備させていただきます。

鮫川村の簡易水道の復旧率です。これが四十二、三%なんですね。それでもって自家水道が多い、これで果たして健康を守れるのか、そういう危惧もありました。ただ、水道にしますと料金がかかります。こんな需要に、村の供給に対して需要はどうか、そういった調査も含んでおりますので、アンケートの結果によっては水道事業のほうにも、もうちょっと手を加えなければならないかと思っております。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 多分アンケートの結果は想像できるんですけども、かなり要望されていると思うんですね。まだ網羅していない地区が60%あるというのがございまして、

全部が全部要望するという事は限らないと思うんですが、実際、今回の被害でかなり水が断水状況になって、やむなく掘り戻して、多い人では100万くらいの事業費をかけております。そのほか、支援策に10万以上の恩恵をこうむった方もかなりおりますが、さらには、井戸を重機なんかで掘って水を掘り戻しているというふうな状況でありまして、それらも今後どうなるか定かでないというような状況でありますので、どうかいち早く、そのような事業を進めて、全村網羅できるような制度事業を進めていただきたいと思います。

それらについては十分当局でも承知しておると思いますが、そのほかに震災後、かなり生活困窮者が出ておられるかと思えます。当時3月以降、原発に関した、また、震災に遭われた方々が失業されたり、生活費というか、収入が減額されたというようなことで、多分村当局にも生活支援を求めてきておられる村民がおられると思いますが、そのような方がおられたかどうかをお聞きしたい。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 生活資金といたしまして、こういった原発被害で減収あるいは失業した方は、村の社会福祉協議会のほうに相談くださいという窓口を設けております。30万円限度で、国の支援あるいは補助があった時点で返していただきたい、そういう旨で保証人なしで今お貸しをしております。ただいま現在で、申込利用者が農家向けでは30万限度で、30万、6戸にお渡ししております。あとはそのほかに日本赤十字社の義援金もございます。これは住宅の支援、これらにつきましては金額的には33件の340万ございますが、これは一部担当課のほうにお答えをさせていただきます。

こういったことで、生活困窮者等にはおこたえしているわけですが、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（前田三郎君） 住民福祉課長、佐藤君。

○住民福祉課長（佐藤文夫君） ただいまの災害義援金交付状況なんですけれども、住宅半壊世帯、7世帯ございました。それで418万5,328円、これは県の補助が70万含まれているんですけれども、災害義援金が交付されております。そのほか、大規模半壊の世帯が1戸ございました。その方には、国の財団なんですけれども直接50万の支援金も行ってあります。あと、これは村で寄附いただいた、要するに義援金をお預かりして日赤に送った件数ですが、それが先ほどの個人・団体含めて33件ございました。341万2,309円、日本赤十字社のほうに送金しております。そういった日赤の募金、国の補助金とかを含めて、災害義援金の交付を受けてきているというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 先ほど7番議員さんからも質問があつて、公共事業の進捗状況ですか、ありましたけれども、ことしの震災でかなりの大損壊を受けた「ほっとはうす」、それらの主な状況ですか、聞くところによりますと営業を開始されたというふうな話も聞いておりますが、改修状況は滞りなく終わったのかどうか、この辺を聞きたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） おかげさまで、「ほっとはうす」の改修工事は計画どおり800万以内で終わることができました。あとは、合併浄化槽のほうも100万程度で補修工事が終わりました、今潤沢に利用しているところであります。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 今後心配される放射能成分の問題ですけれども、住民健診の強化策ですか、先ほど答弁がされて聞いておりましたけれども、幼少から成人までどのような強化策を進めていかれるか、それを具体的に。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、議員もご承知のとおり、今度線量計がこどもセンターから妊婦まで配布になります。約550名の皆さんがご利用になるのではないかと思います。これらの結果によりまして対応策を考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 続きまして、2点目の件について質問したいと思います。

新エネルギー導入計画について。

太陽光発電（ソーラー）、水力、風力、まきストーブによる新エネルギーシステム導入への行政支援策を考えるべきと思うが、いかがかお尋ねいたします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の、続いて2番目の質問にお答え申し上げます。

3月11日、東日本大震災による東電福島第一原子力発電所の事故は、かつて経験したことのない未曾有の大災害となっています。まだ収束の道筋が見えない原発事故は、一たび重大

事故が起こった場合に放射性物質が外部に放出され、これを完全に抑える手段が存在しないこと、現在の原発の技術が未完成で甚だ危険なものであることが、この事故により明らかになったわけであります。

8月11日発表された福島県復興ビジョンは、基本理念の中で「原子力に依存しない、安心・安全で持続的に発展可能な社会づくり」として脱原発を掲げ、原子力への依存から脱却するために再生可能エネルギーの飛躍的な推進を図る、このことを県復興プランの中心政策に位置づけています。

現代の社会は、大量生産、大量消費、そして大量廃棄と言われ、経済性優先の理由から、原子力を含めた化石燃料エネルギーが大量に消費されてきました。私は、今回の原子力事故から学ぶ教訓は、原子力から撤退して、自然エネルギーの導入と低エネルギー社会への転換を図ることであり、県復興ビジョンの「原子力に依存しない、安心・安全で持続的に発展可能な社会づくり」の方針を支持し、歓迎するものであります。太陽光や風力、水力、バイオマス資源など、地域の条件に合ったエネルギーを活用して、小規模な事業をたくさん立ち上げることにより、エネルギーの地産地消を進め、仕事を起こし、雇用創出につながるものと考えます。

さきの国会において再生エネルギー特別措置法が成立しました。家庭や企業が、太陽光、風力、水力、バイオマスで発電した電力を電力会社が買い取る仕組みで、発電コストを賄えるよう一定の価格を上乗せせず、固定価格買い取り制度が盛り込まれています。家庭に設置した太陽光発電の余剰電力を全量買い取ることを義務づけたことで、設備の設置が促進するのではないかと期待しているところであります。

本村における新エネルギーの整備推進に当たっては、鮫川村地域新エネルギービジョン——平成16年にこの組織づけがありました、を情勢に即したように見直す必要があります。これは平成16年でありましたから、これほど原子力産業が危うい事業と位置づけてはいなかったですね。ですから、十分この情勢を今の情勢に即したように見直す必要があるのではないかと思います。

見直しに当たっての施策として、公共施設への太陽光発電設置を促進すること、2つ目に、一般家庭への太陽光発電及びまきストーブ設置等の一部助成を検討すること、3つ目に、小型水力発電、風力発電の民間参入を誘導する、4つ目に、バイオマス発電や熱利用を産学官民協働で試験研究を行う、これらのことを新エネルギービジョンに盛り込んで、再生可能エネルギーの普及に取り組みたいと考えておりますことを申し上げて、11番、前田武久議員の

質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 3期目の取り組みというか、村長も構想で、太陽光エネルギーの活用というものを表明されておられましたし、それらに対して期待はしておったんですが、かなり今、太陽光発電、売電まで利用できるというようなことで歓迎される、いずれはかなり利点があるというふうに考えています。

太陽光発電もそうではありますが、太陽光温水器ですか、これは従来村内でも個人で設置されておまして、私も二十数年前から設置されたものが現在まで使用しておると。故障は全然ない、特に冬場でも30度くらいの温水が求められるし、きょうみたいな日なんかは70度近くの温水になるということで、これは蓄熱器を備えておけば調整もできるし、炊事とか浴槽、とにかく温水利用、暖房等にも活用できるというようなことで、各自設置してもそんな金額ではないですが、一応30万から50万はかかるということでございますので、それらに対する個人の助成、融資というのは余り好ましくはないんですが、できれば助成施策を考えるべきだというふうに考えております。まして今回、村営住宅を改修されますし、でき得れば、それらの設備等つけて試験的にやってみてはどうかというふうに考えておりますが、それらについても村長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず私は、原発事故後の福島県の復興には、脱原発以外はないのではないかと思います。日本が脱原発しますと、どうしてもエネルギーは不足する。こういったことで再生可能なエネルギーの開発がとても重要な課題となってくる。この課題を福島県挙げて国の特区の地区と選んでもらって、福島県からこういった再生可能エネルギーの基地にしたいな、こんな福島県の復興発想計画が赤坂憲雄先生のお話からうかがえます。これに便乗して、それでは、今、太陽光エネルギーには県の補助金が、設置のあれは発生キロ数にも、エネルギーにもよりますけれども、10分の1ぐらいの補助があるみたいですね。こんなのに村では上乘せして、県の補助金のまた2分の1ぐらいの補助できないのかな、そうすればもう少し太陽光エネルギーの設置にも拍車がかかるんじゃないのかなって、そういう思いで考えておりました。

ですから、選挙の3期目の候補に当たり、こんな再生可能エネルギーの基地にも鮫川村はしたいな、これは県の政策と相して相乗効果があるのではないのか、そういう意味で訴えさせていただきます。これは24年度の新規事業になると思っておりますので提案させていただきます。

すから、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、今ほどの質問でありますが、今度の公営住宅の建設をしている広畑団地内に、こういった、前田議員話した太陽光ぶろ、太陽ぶろなんですね、あれ。太陽ぶろというんですか。

〔「太陽温水器なんです」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 太陽温水器、これもまた、そういった試験的に利用してもらひのいいのかなと思ひております。こういったことで、入居者の費用も幾らか軽減できれば、これもまた新しい村のこういう建設の一つのアピールになるのではないかと今考へております。こういったことを検討させていただきたいと思ひます。それでお答へとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） そのほかに自然再生エネルギーですか、先ほど言つたもののほかに風力発電ですか、なかなか風向きによって能力が変わるといふことで、以前、鹿角平で試験的に設置されたこともあつたと思ひますが、それらについても、以前とはかなり能力、技術的にも進歩されて、見直すべきじゃないかなといふふうに考へておりますので、それらについても今度検討されて、取り入れるものは取り入れていくといふようなことで、クリーン作成でもってひとつ村発展のために努力してもらひたいといふふうに考へております。

それらについても、前、結果等は以前の議会で報告されて、ある程度承知しておりますのでそれはいいですけども、そのような風力発電に対する考へ方もお示し願ひたいと思ひます。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員の再質問でありますが、自然再生可能なエネルギーの取り組み方、これはこういった環境を大事にする鮫川村の村政の方針として、指針としても目安になるのかな、とても大事な政策だとなつて、心づけ今考へております。当然自然再生可能エネルギーの基地という位置づけも、村の政策上大切かなと思ひております。

ただ、太陽光発電じゃなくて風力発電、これは鹿角平では風力テストの結果、フィールドテストの結果、余り好ましくない。冬期間はいいんですけども、夏場が足りないとか、そういった話がありました。こういったのは、機械の改良とか、そういったのを伺いながら、また再度検討するのをもまた一つの考へ方かなと思ひております。

あとは、太陽光発電は、これは前向きに検討させていただければなどと思ひております。鮫川村、つい最近、1月、2月に設置した人がおありまして、4キロワットの発電能力、太陽光発電というのを私も詳しく知らないんですけども、契約数量の10割発電が可能なんですか。

あと、発電効率のいいのは、逆に風力発電のほうが発電能力の33%ぐらいの発電能力があると聞いております。耐用年数がいずれも、どちらも15年ぐらい、どちらかというところ、そうすると、いろいろなメンテナンスを考えますと風力発電よりは太陽光パネルで発電したほうが、鮫川村は効率なのかなって、そういうものもあります。いろいろ皆さんと検討しながら、こういった新エネルギーに対応できる村で、そして、そんな補助も検討していきたいと思いますので、めいめい議員の皆さん方も、それぞれメーカーと相談しながらご協力いただければ、そして村にご提案いただければと思っております。私もこういった補助金を出す前に、いろいろ設置者との話で正直なところを聞いてきました。大分今の発電力は、ことしは好天にも恵まれたんですかね。随分発電力もよくて、このままでいくと、ことし設置した人は10年間で元取れるなって、にこにこ顔で話されておりました。こういったことです。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 再生エネルギーの事業に対しては積極的に取り組んでいただきたいと思っております。東京電力の買い取り——FITですか、これらについてはかなり設置者に対しては魅力的な点があるかと思っております。しかしながら、メリット、デメリットがありまして、10年くらいで元取れるころには機械も故障して、かなり修理代がかかるというようなことで、なかなかメーカーの宣伝どおりにはいかないというのが実態だろうかと思っておりますが、今後、村の村民の福祉のために十分これらの点を検討されまして取り組んでいただきたいようお願い申し上げまして、終わりたいと思っております。

○議長（前田三郎君） これで一般質問を終わります。

◎議案第68号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第4、議案第68号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

[議会事務局長朗読]

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第68号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用

弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

これまで我が国のスポーツは、昭和36年に制定されましたスポーツ振興法により各種施策を実施してきたところでありますが、この法律の制定から50年が経過し、スポーツを取り巻く環境や国民のスポーツに対する意識が大きく変化し、時代に適合した法改正が求められていたところでもあります。このような情勢から、このたびスポーツ振興法が全面改正され、新たにスポーツ基本法が制定されたものであります。このスポーツ基本法は、本年8月24日から施行されておりますが、従来のスポーツ振興法で定められておりました「体育指導委員」が「スポーツ推進委員」として位置づけられましたので、この規定に準じて、本村も報酬条例の一部を改正するものであります。

以上で、議案第68号の提案理由の説明とさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第69号～議案第78号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第5、議案第69号 平成22年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第14、議案第78号 平成22年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第69号から議案第78号までの10議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

なお、決算書の事業費内訳等につきましては、別冊「一般会計・特別会計決算書」並びに「主要施策の成果及び予算執行の実績」をごらん願いたいと思います。

初めに、議案第69号 平成22年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

決算書の4ページをごらん願います。

平成22年度の歳入歳出決算額ですが、歳入総額は39億7,838万1,337円、歳出総額は36億

2,205万2,260円であり、歳入歳出差引残額は3億5,632万9,077円となっております。このうち、2億1,649万9,060円を23年度に繰り越した結果、単年度収支額は1億3,983万17円の黒字となりました。

決算書の5ページです。

歳入の主なものをご説明いたします。

1款村税2億6,158万3,204円は、前年度と比較しますと1,242万2,267円の減となっております。これは、景気の低迷による雇用環境の悪化による個人村民税の減収が主な要因であります。

2款地方譲与税4,578万1,031円は、前年度と比較いたしますと2.3%の減収となっております。

7ページをごらん願います。

9款地方交付税、上から4行目です。16億9,234万1,000円は、前年度と比較いたしますと1億300万6,000円の増となっております。これは、雇用対策関係費と地域資源活用臨時対策費が伸びたのが主な要因であります。

11款分担金及び負担金677万5,615円ではありますが、前年度と比較しますと362万5,755円の増となっております。これは、携帯電話等エリア整備事業費事業者分担金の増が主な要因であります。

続いて、12款使用料及び手数料3,526万9,919円は、ほぼ前年度と同じ、前年度並みとなっております。

9ページをお開きください。

13款です。国庫支出金であります。収入済額で5億2,977万5,634円は、前年度比で7,676万2,262円の減となっております。主な要因は、鮫小・鮫中の校舎の耐震補強改修工事の完了によるものであります。

11ページをごらん願います。

14款県支出金の収入済み、真ん中辺です。3億9,270万3,115円は、前年比6,222万3,102円の増となっております。これは、携帯電話等エリア整備事業、緊急雇用創出基金事業、森林居住環境整備事業等の導入が主な要因となっております。

13ページをお開き願います。

15款です。15款は下のほうです。下の15款財産収入です。641万2,761円ではありますが、収入の主なものは、財産運用収入と不動産の売払収入であります。

14ページです。

16款寄附金です。これも中よりちょっと下だね。16款寄附金は353万7,762円となっております。前年度とほぼ同額であります。

17款繰入金は7,325万1,766円ありますが、前年度と比較いたしますと7,782万5,870円の減であります。主な要因は、財政調整基金と教育施設整備基金からの繰り入れを減らしたためであります。

18ページをごらん願います。

20款の村債です。収入済額4億4,470万円は、前年度と比較しますと6,220万円の増であります。主な要因は、経済対策交付金事業と一体で実施しました村民保養施設建設事業に過疎対策事業債1億円を充当したためであります。

続きまして、歳出決算額をご説明いたします。

21ページです。

2款総務費の5目財産管理費、25節積立金2億4,455万4,253円ですが、これは、財政調整基金、教育施設整備基金、ふるさとづくり基金等への積み立てが主なものであります。

22ページをごらん願います。

6目です。速いかい、大丈夫ですか。

〔「大丈夫ですよ」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 私も見づらいの。これはソフトが今度変わったんですね。この前の議会でも説明しました。ちょっと見づらい。

〔「来年からは大きくなるそうですので、ことしだけはこれで、TKCのやつがそのままなんだそうです。それを直すこと、文字を大きくすることができないんだそうです。大変申しわけないんですが、来年から直すように今ここで廃止するそうですので」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） まことに申しわけないです。本当、見づらいね。

6目企画費の19節負担金、補助及び交付金1億6,771万9,204円ですが、このうち6町村連携・地域情報通信基盤整備推進交付金事業1億4,662万7,673円は光ケーブル整備の事業費であります。

29ページの3款民生費というのは繰出金ですね。

1目社会福祉総務費の15節工事請負費1億3,248万8,250円です。村民保養施設「さざり荘」の工事費であります。19節負担金、補助及び交付金の村社会福祉協議会活動補助金

2,999万1,000円の支出であります。28節繰出金4,125万7,520円は、国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金であります。

30ページです。

3目です。後期高齢者医療費の19節負担金、補助及び交付金、上から5行目ぐらいです。5,349万1,248円は、県の後期高齢者医療広域連合への負担金であります。

その下の4目介護保険事務費の28節繰出金7,033万9,159円は、介護保険特別会計への繰出金であります。

次、31ページです。

5目身体障害者福祉費の20節、一番上です。扶助費7,766万6,420円のうち、障害自立支援給付費に6,353万3,773円を支出しております。

33ページです。

5目こどもセンター費の15節工事請負費3,125万6,400円は、こどもセンター体育館の耐震補強工事費であります。

36ページをごらん願います。

4款衛生費です。上から3番目です。7,845万2,000円は、東白衛生組合と東白斎苑への運営に対する負担金であります。下の欄の28節繰出金をごらんいただきます。繰出金8,125万7,000円は、簡易水道事業特別会計と集落排水事業特別会計への繰出金であります。

その下の5款労働費です。

1項1目労働諸費の13節委託料4,427万3,357円は、国の事業を取り入れて実施しました緊急雇用創出基金事業2,130万8,357円、ふるさと雇用再生特別基金事業2,296万5,000円の合計額であります。

38ページをごらん願います。

6款農林水産業費の3目農業振興費の19節負担金、補助及び交付金1億3,488万362円のうち、中山間地域直接支払交付金に1億88万6,593円を支出しております。備考欄の一番下です。

39ページをごらんください。

5目の畜産業費の15節工事請負費、一番下から3番目です。工事請負費5,029万3,000円は、バイオマスビレッジ構想に基づく豊かな土づくりセンター建築工事費であります。

42ページです。

2目の林業振興費、15節工事請負費8,562万5,300円は、作業道開設工事、これは中沢・草

木線です。林道の改良・舗装工事、治山施設整備工事費などであります。

43ページをごらん願います。

7款商工費の1目商工業振興費の19節です。負担金、補助及び交付金349万6,000円のうち、343万8,000円は、村商工会に対する運営費等の補助金であります。

46ページをごらん願います。

8款土木費、上のほうです。これちょっとわかりづらいね。2項の道路橋りょう費の1目道路維持費の22節補償補填及び賠償金367万5,000円は、村道の日陰林解消のための立木の補償であります。

47ページをごらん願います。

2目です。住宅建設費です。8,117万7,643円は、宿ノ入住宅団地に建設しました3棟6戸の事業費であります。

次、48ページをごらん願います。

9款の消防費です。下のほうです。2目消防施設費の19節負担金、補助及び交付金7,473万3,000円は、白河地方広域市町村圏整備組合の常備消防の負担金であります。

52ページをごらん願います。

10款教育費です。中です。2項小学校費の3目学校教育施設耐震改修費6,846万3,911円は、青生野小学校の校舎耐震補強改修事業費であります。

53ページをごらん願います。

2目教育振興費の18節備品購入費1,472万5,412円は、学校情報通信環境整備事業費などあります。

56ページをごらん願います。

2目公民館費の15節工事請負費です。これは真ん中よりちょっと下ですね。15節工事請負費の6,199万6,300円は、公民館の暖房設備入れかえ工事と耐震補強工事費であります。

続いて、59ページをごらん願います。

12款公債費です。元金、利子の合計額3億7,106万438円は、前年度と比較しますと494万4,228円の減となっております。

65ページをお開きください。

基金に関する調書です。

財政調整基金は、村民保養施設建設事業に3,959万8,000円を繰り出し処分しましたが、1億8,605万8,084円を積み立ていたしましたので、結果として前年度末より1億4,646万84円

増額となりました。決算年度末現在高が7億9,648万8,188円となりました。間もなく8億になります。

教育施設整備基金は1,948万8,000円を繰り出し処分しましたが、5,507万9,768円積み立てしました結果、決算年度末現在高が1億2,547万756円となっております。

次のページのふるさと後継者育成基金です。一番下、9番です。66ページの9番ふるさと後継者育成基金ですが、こども医療助成事業に500万円、中学校の修学旅行助成事業に45万円を繰り出し処分いたしましたので、積み立てを2,504万5,661円いたしました結果、決算年度末現在高が6,559万4,172円となっております。

次、10番の福祉基金ですが、繰り出し処分はなく、預金利子9万7,199円を積み立てました結果、決算年度末現在高が1億3,333万6,709円となっております。

これで一般会計を終わります。

次に、特別会計に入ります。

議案第70号 平成22年度鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

初めに、事業勘定をご説明申し上げます。

70ページをごらんください。

歳入総額が5億806万8,249円、歳出総額は4億8,063万7,200円で、差引残額が2,743万1,049円となっております。

歳入の主なものです。71ページです。

国民健康保険税9,136万2,300円は、前年度と比べますと844万7,900円の減であります。これは、世帯平等割額の減額や被保険者等の減少などが主な要因であります。

71ページ、72ページをごらん願います。

71ページの一番下、2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目の財政調整交付金、2節の特別調整交付金、これ一番下だね。965万4,000円のうち300万円は、国保税完納による交付金であります。

72ページです。下から3行目の5款県支出金の2項補助金の1目財政調整交付金2,578万5,886円のうち、国保税完納による交付金が450万円含まれております。ですから、合わせて750万円も交付金 coming いるんですね。これは完納による交付金です。

73ページをごらんください。

8款繰入金、真ん中より下です。2項基金繰入金の1目保険給付費支払準備基金繰入金

700万円は、国保税減税対策として繰り入れたものであります。

76ページ、2款保険給付費です。総額3億736万1,027円は、前年度と比較しますと1,163万2,298円の減となっております。

82ページ、財産に関する調書をごらんください。

保険給付費支払準備基金ですが、700万円を取り崩し、預金利子4万1,893円を積み立てした結果、決算年度末現在高が5,732万8,330円となったものであります。

続きまして、84ページの直診勘定に入ります。

歳入の決算総額が8,519万6,016円です。歳出の決算総額が7,782万841円で、歳入歳出差引残高が737万5,175円となっております。

85ページ、1款診療収入ですが、5,906万6,742円となっております。

歳出です。87ページをごらんください。

1款総務費の1目一般管理費4,041万1,921円、88ページの2款です。医業費が3,127万2,296円となっております。

これで直診勘定を終わります。

次に、92ページをお開きください。

議案第71号 平成22年度鮫川村老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

歳入総額が15万9,609円です。歳出総額が15万8,004円です。歳入歳出差引残額が1,605円です。

93ページをごらん願います。

歳入の主なものは、5款繰越金の15万9,467円であります。

95ページ、歳出ですが、主なものは2款諸支出金の1目償還金14万5,466円であります。

なお、老人保健特別会計は、22年度、昨年度をもって廃止となる勘定口座であります。

次に、98ページをお開きください。

議案第72号 平成22年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

歳入総額が8,545万1,859円、歳出総額が8,110万2,161円で、歳入歳出差引残額は434万9,698円となっております。

歳入の主なものですが、99ページ、2款使用料及び手数料が2,241万2,435円、3款繰入金の1目一般会計繰入金が5,997万8,000円となっております。

次に、歳出です。101ページ、2款施設費の1項1目施設管理費の13節委託料1,645万5,600円は、今後、国・県の補助事業を導入して水道施設を整備するために必要な水道事業経営変更認可申請作成業務945万円と、水道統合事業基本計画策定業務682万5,000円が主なものであります。

102ページです。3款公債費は、4,772万4,549円となっております。

105ページをごらんください。今度はバス会計です。

議案第73号 平成22年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを説明いたします。

歳入総額が1,052万8,128円、歳出総額が1,012万7,771円で、歳入歳出差引残額が40万357円となっております。

106ページです。歳入です。1款使用料及び手数料が537万8,340円、3款繰入金の1目一般会計繰入金は290万円となっております。

107ページの歳出です。1款総務費の1目村営バス事業費は730万2,992円、2款公債費は107万3,284円となっております。

以上でバス会計を終わります。

次に、議案第74号です。110ページをお開きください。

議案第74号 平成22年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額が3,249万76円、歳出総額が2,935万8,308円、歳入歳出差引残額が313万1,768円、うち23年度に繰り越すべき財源が181万2,300円となり、実質収支額は131万9,468円の黒字となっております。

111ページの歳入です。2款使用料及び手数料の1目施設使用料の1節集落排水使用料が855万9,750円、3款繰入金の1目一般会計からの繰入金が2,127万9,000円となっております。

112ページは歳出です。一番上の1款施設費の1項1目施設管理費は608万5,324円、2款公債費は、中間です。2,327万2,984円となっております。

これで集落排水事業を終わります。

次に、議案第75号です。116ページです。

議案第75号 平成22年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額が3億8,893万7,462円、歳出総額が3億7,879万9,914円、歳入歳出差引残額が

1,013万7,548円となっております。

117ページをごらん願います。歳入です。

1款保険料は4,910万700円で、前年度と比較いたしますと170万4,200円の減額となっております。納入義務者数は、特別徴収と普通徴収合わせまして1,338人であり、前年度と比べますと32人のマイナスとなっております。

3款国庫支出金は9,671万4,350円、4款の支払基金交付金は1億654万8,120円となっております。

118ページをお開きください。次のページです。

5款県支出金が4,750万3,929円、7款繰入金の1目一般会計繰入金が7,033万9,159円、119ページ、2項基金繰入金の1目介護給付費準備基金繰入金は300万円となっております。歳出です。122ページです。

2款保険給付費、真ん中辺です。3億4,365万1,630円は、前年度と比較いたしますと3,936万1,229円の増となっております。

これで介護保険を終わります。

次に、交流施設の特別会計です。129ページです。

議案第76号 平成22年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定についてです。

歳入総額が1,549万5,285円、歳出総額が1,394万1,318円で、歳入歳出差引残額は155万3,967円となっております。

次の130ページをお開きください。

歳入です。1款使用料及び手数料が、一番上です。748万1,406円、2款繰入金の1目一般会計繰入金が510万円となっております。

131ページの歳出です。次のページです。1款総務費の1項1目施設管理費は1,394万1,318円となっております。

次に、134ページです。学校給食センターです。

議案第77号 平成22年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてです。

歳入総額が1億3,174万3,998円、歳出総額が1億3,004万6,876円、歳入歳出差引残額169万7,122円となっております。

135ページ、次のページをお開きください。

歳入です。1款分担金及び負担金の1目古殿町負担金は8,244万5,138円、本村の負担金になります2款繰入金の1目一般会計繰入金は、これは村の負担金です。2,967万5,143円とな

っております。本村の学校給食センターは、昨年度も北海道・東北ブロック代表として学校給食甲子園決勝大会に出場するなど、内外から高い評価を得ているものであります。

これで学校給食センターを終わります。

次に140ページです。後期高齢者医療制度の特別会計の認定です。

140ページをごらん願います。

議案第78号 平成22年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

歳入総額が3,407万8,135円、歳出総額が3,406万6,474円で、差引残額が1万1,661円となっております。

141ページの歳入です。1款後期高齢者医療保険料は1,851万4,000円、2款繰入金の1目一般会計繰入金は1,548万320円となっております。

142ページです。歳出です。2款後期高齢者医療広域連合納付金は3,287万8,620円となっております。前年度と比較いたしますと106万7,794円の増となっております。

平成22年度の一般会計歳入総額39億7,838万1,337円、そして、特別会計歳入総額が12億9,214万8,817円で、一般会計と特別会計合わせました歳入合計額は52億7,053万154円で、前年度と比較しますと1億2,343万3,529円の増、率にしまして2.4%の伸びとなっております。

歳出総額は、一般会計合計が36億2,205万2,260円、特別会計が12億3,605万8,867円となっており、一般会計と特別会計合わせました歳出合計は48億5,811万1,127円で、前年度と比較いたしますと1億7,719万3,296円の増、率にしまして3.8%の伸びとなっております。

一般会計の決算額が39億を超えるのは、国が景気浮揚策として実施しました各種交付金制度を積極的に活用したことが大きな要因であります。本村としましては、「さぎり荘」の建設、「手・まめ・館」の加工施設、パン工房・喫茶室の整備を初め、村内全域を光ネットで結ぶ情報通信施設の整備などに取り組んだ結果、決算規模が増大したものであります。

以上で、議案第69号から議案第78号までの10議案について提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、決算書並びに主要施策の成果及び予算執行の実績をぜひごらんいただきたいと思っております。どうぞ原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎監査報告

○議長（前田三郎君） ここで平成22年度鮫川村一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出

決算について、決算審査意見書が監査委員から提出されておりますので、審査の結果について報告をお願いします。

代表監査委員、齋藤實君。

[代表監査委員 齋藤 實君 登壇]

○代表監査委員（齋藤 實君） それでは、監査の意見について申し上げます。

平成22年度鮫川村一般会計及び特別会計の歳入歳出決算審査につきまして、監査委員を代表して報告を申し上げます。

審査の実施根拠であります、地方自治法第233条第2項の規定による決算審査並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する健全化判断比率の審査及び同条第22条第1項に規定する資金不足比率の審査であります。

まず、審査の概要につきましては、審査の対象を平成22年度鮫川村一般会計歳入歳出決算及び平成22年度の鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算ほか8件の特別会計の決算並びに平成22年度の各種基金の運用状況として実施いたしました。

審査の実施期間は、平成23年8月29日、30日、31日、9月5日の4日間にわたり行いました。

審査の結果であります、審査に付されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

また、各種基金運用状況を示す書類の計数につきましても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りが無いものと認めました。

全会計総括的には、黒字で翌年度へ引き継いだことは喜ぶべきことであります。今後も引き続き効果的な財政運営に徹し、住民福祉向上のため各種事業の推進に努めていただきたいと思います。

さらに、財政健全化判断基準の状況は、村当局から詳細に説明を受けましたが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率並びに実質公債費比率及び将来負担比率とも、早期健全化基準を下回っており、良好な状況を示しており、特に指摘すべき事項はありません。

また、資金不足比率審査では、対象となる簡易水道事業及び集落排水事業の特別会計は資金不足を生じておらず、良好な状態を示しております。

以上により、平成22年度鮫川村一般会計及び各種特別会計の決算は正当と認めます。

なお、決算の概要につきましては、議案書3ページから9ページまでの意見書記載のとおり

りであり、朗読を省略させていただきます。

以上をもちまして、結果の報告といたします。

○議長（前田三郎君） 以上で、代表監査委員の報告は終わりました。

ここで3時15分まで休憩します。

（午後 3時03分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時15分）

◎議案第79号～議案第87号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第15、議案第79号 平成23年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）から、日程第23、議案第87号 平成23年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの9議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第79号から議案第87号までの9議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第79号 平成23年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

議案書の19ページから22ページです。歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページ、2ページをごらんください。

補正前の予算額32億2,586万4,000円に対しまして、今回の補正額2億306万円を増額し、補正後の予算総額を34億2,892万4,000円とするものであります。

事項別明細書の3ページをごらん願います。

歳入の主なものですが、8款地方特例交付金87万3,000円ですが、児童手当特例交付金39万8,000円と減収補てん特例交付金47万5,000円の増額補正であります。児童手当及び子ども

手当特例交付金は、村負担分に対する交付金の増額であります。減収補てん特例交付金は、自動車取得税交付金等の減収分に対する補てん金の増額であります。

9款地方交付税8,352万円の補正は、普通交付税の本算定による増額であります。

11款分担金及び負担金、1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金21万5,000円は、他市町村から本村保育園に入所している児童の負担金であります。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の8節子ども手当負担金42万円は、前年度負担金の確定によるものであります。

その下、2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金、2節住宅費補助金の社会資本整備総合交付金（地域住宅支援）住宅整備事業275万円は、来年度、24年度に予定しております広畑団地建て替え事業の実施設計書作成に対する補助金であります。

4ページをごらん願います。

14款県支出金、2項県補助金、3目の衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金の線量計緊急整備支援事業費678万3,000円は、中学生以下の子供たちと妊産婦に対する放射能被曝調査費と放射能測定器整備に対する補助金であります。

5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の中山間地域等直接支払交付金30万円の減額は、国の予算枠の縮小による配分額の減額であります。下の欄の中山間地域等直接支払交付金27万円の増額は、取り組む集落の増加によるものであります。

2節林業費補助金の森林整備地域活動支援交付金440万円は、森林経営計画策定事業の対象面積が増加することによる補正であります。森林環境税事業交付金75万3,000円の減額は、堆肥センターに計画していました県産材使用の見直しによる減額であります。

8目教育費県補助金、1節教育費補助金の公立学校等校舎内緊急環境改善事業費30万7,000円は、小中学校の教室等に整備しました扇風機整備に対する補助金が確定したもので、補正するものであります。その下の公立学校等校庭土壌緊急改良事業費145万円は、幼稚園・中学校の校庭の除染事業費に対する補助金が確定したため補正するものであります。

次に、16款寄附金です。1目総務費補助金の地域振興寄附金52万5,000円は、7名の方々からいただきましたふるさとづくり寄附金であります。3目1節の農林水産業費寄附金の農業費寄附金10万円は、農地の放射能除染用実験資材購入費として本村のエゴマ栽培関係でお世話になっております前の清泉女子大学教授の廣部千恵子教授からご寄附いただいたものであります。

次に、17款繰入金です。3目1節の介護保険特別会計繰入金377万4,000円は、平成22年度

の介護保険事業費の確定による基金への戻し入れであります。

5ページをごらん願います。

同じく17款繰入金の2目1節の福祉基金繰入金1,500万円の減額は、普通交付税本算定の結果、予算計上額より増額できるため、戻し入れするものであります。

次に、18款繰越金1億1,983万1,000円は、前年度決算剰余金が1億3,983万17円と平成22年度の先ほど説明しました老人保健特別会計が廃止になります。この繰越金が1,605円、合わせまして1億3,983万円出たため、当初予算計上額との差額を補正するものであります。

次に、20款の村債です。議案書23ページ、地方債補正とあわせてごらんいただきます。

第2表地方債補正です。1目1節の辺地対策事業債の小型動力ポンプ積載車整備事業債20万円の減額は、入札による事業費確定によるものであります。

次に、2目1節の過疎対策事業債ですが、バイオマスビレッジ整備事業債290万円の減額は、入札による事業費確定によるものであります。ふるさと林道緊急整備事業債40万円の増額は、県代行事業で実施しております林道酒垂・宝木線の改良工事の用地費であります。次に、過疎地域自立促進特別事業費70万円の増額は、ソフト事業の増額によるものであります。

次に、3目1節の臨時財政対策債460万円の減額は、国の認可額の確定による減額であります。公営住宅建設事業債、災害復旧事業債につきましては変更ありません。また、起債の方法、利率、償還の方法につきましても変更はなく、従前どおりの条件であります。

次に、6ページをごらん願います。事項別明細書の6ページです。

歳出です。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費の25節積立金の財政調整基金6,991万6,000円は、地方財政法第7条の規定により、決算剰余金の2分の1の積み立てであります。ふるさとづくり基金52万5,000円の積み立ては、7名の方々からの寄附によるものであります。

次に、6目企画費の13節委託料25万円は、宿ノ入分譲地の地質調査費であります。

次に、3款民生費です。1項社会福祉費の5目13節委託料84万円は、障害者自立支援法の改正によりますシステム改修費であります。23節償還金、利子及び割引料455万1,000円は、平成22年度の事業費確定による返還金であります。

7ページです。

民生費の4目保育園費の4節共済費45万6,000円、7節賃金348万6,000円は、人事異動によるものであります。

次に、8ページをごらん願います。

4款衛生費です。1目保健衛生総務費の13節委託料163万8,000円は、中学生以下の子供たちと妊産婦の放射線量を測定するための委託料であります。測定は個人ごとに線量計を配布し、10月から来年2月まで行うものであります。18節備品購入費514万5,000円は、環境放射能測定器14台を整備するものであります。

次に、6款農林水産業費をごらん願います。

6款農林水産業費、3目農業振興費の4節共済費45万6,000円と7節賃金34万4,000円の減額は、人事異動によるものであります。11節需用費の消耗品費33万5,000円ですが、10万円は歳入でも説明いたしましたが、廣部教授からいただきました農地除染実験資材購入費の10万円であります。残り23万5,000円は、有害鳥獣捕獲隊から要望されております狩猟ベストの購入費であります。大体、狩猟ベスト5,000円かかるそうです。

15節工事請負費143万1,000円は、西山の戸倉農村公園の水車小屋のカヤぶき屋根の傷みがひどいため、トタン屋根にふきかえるための工事費であります。カヤぶき屋根のかえるさまがなかなか容易でないものですから、トタンで覆うようにしました。トタンで、カヤごと覆っちゃいます。

18節備品購入費105万円は、大豆脱粒機1台の買いかえの予算であります。19節負担金、補助及び交付金の中山間地域等直接支払交付金36万円は、事業参加集落の増加に伴う交付金の増額であります。

9ページをごらん願います。6款農林水産業費の続きです。

5目畜産業の15節工事請負費2,800万円は、堆肥センターの外溝工事費であります。

次に、2項林業費、1目林業総務費の19節負担金、補助及び交付金の森林経営計画策定事業補助金440万円は、森林組合に対する間伐事業計画策定に対する補助金であります。計画面積が、当初の300ヘクタールから850ヘクタールにふえたために増額するものであります。

次に、3目森林環境税交付金事業費の13節委託料の森林整備事業費269万5,000円は、「手・まめ・館」前から中学校の校舎前までの山林、杉林です。これを間伐するための委託料であります。従来、県が事業主体で実施していた事業でありましたが、今年度から実施主体が市町村に変更されたため、計上させていただきました。

次に、7款商工費の1目鹿角平観光牧場費の13節委託料37万円は、クロスカントリーコース内の案内板の製作設置費であります。

10ページをごらん願います。

8款土木費です。2項道路橋りょう費の1目道路維持費、18節備品購入費300万円は、平

成7年に購入いたしました2トンダンプカーが車体の劣化で修理費がかさむため、買いかえするものであります。

3項住宅費、2目住宅建設費の13節委託料600万円は、24年度に建設予定の広畑団地建てかえ事業の実施設計業務委託料であります。

次に、9款消防費をごらん願います。

1目非常備消防費の19節負担金、補助及び交付金の消防団員等公務災害補償費負担金638万4,000円は、東日本大震災に出動しました消防団員が津波等により多数殉職し、公務災害補償金の支給に不足が生じたため、団員1人当たり2万2,800円を追加負担するものであります。これは今年度1年限りであります。1人当たり2万2,800円負担しないと、補償金が底をついちゃったということですね。

次に、12ページ、10款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費の11節需用費の光熱水費42万3,000円は、トレーニングセンタープール水道料の増額補正であります。これは、隣接町村学校の受け入れによる利用者の増加と、放射能汚染対策のため、絶えずオーバーフロー状態で運営したことによるものであります。水道料金がかさみました。

11款災害復旧費です。

3項文教施設災害復旧費、2目体育施設災害復旧費、13節委託料の西山体育館災害復旧工事の実施設計業務125万4,000円は、本村が8月12日付で特別の助成援助が受けられる特定被災地方公共団体に指定されたことにより、国の補助金を受け復旧できる道が開けましたので着手するものであります。西山体育館も大分利用者が多いようでありますので、早急に始めたいと思います。

次の農業者トレーニングセンター災害復旧工事实施設計業務31万円も同様であります。これは、トレセンはアリーナじゃなくて、アリーナの客室というんですか、2階の観覧席の壁がちょうど一部損壊しているそうです。

4項1目その他の公共施設・公共施設災害復旧費、15節工事請負費300万円は、中野八幡神社のわき、まつや食堂前の旧鮫川小学校の跡地にあります公園の石積み崩落箇所の復旧工事であります。石段、石の階段のわきの石垣が崩落いたしました。地震による崩落です。

13ページをごらん願います。

12款公債費です。真ん中辺です。元金が5,656万円、利子82万2,000円とも、22年度に借り入れた過疎対策事業債の繰上償還金であります。これは、平成21年と22年の2年をかけて実施いたしました情報通信基盤整備事業（光ケーブル整備事業）であります。この関係の起債

であります。この事業は、国の補助金と交付金を利用して、本村と埴町、棚倉町、矢祭町、矢吹町、泉崎村の6町村が一緒に実施した事業であり、事業実施に当たりまして県の指導で事務局を埴町に置いて実施したものであります。埴町が一括して6町村補助金関係事務を行ったため、それぞれの町村の事業費確定や交付金確定がおくれるなどしたため、財源不足を招かないように見切り発車的に過疎債を申請したものであります。この件につきましては、国も県も事情を理解され、過疎債6,380万円を認可・貸し付けしてくれたものです。結果として出納閉鎖ぎりぎりに交付金が確定し、その確定交付金が見込額をかなり上回るものであったため、過疎債が超過借り入れとなり、今回超過借入分5,656万円を繰上償還するものであります。

次に、13款予備費をごらんください。

13款予備費、今回198万8,000円を増額いたしまして、補正後の予算額を691万3,000円とするものであります。

以上で一般会計の説明を終わります。

続きまして、議案書の24ページと事項別明細書の15ページをごらん願います。

議案第80号 平成23年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。

初めに、事業勘定です。

今回の補正は、予備費を財源として補正しておりますので、予算総額には変更ございません。繰越金につきましては、6月議会で全額補正しております。

歳出の10款諸支出金、4目退職被保険者償還金の23節償還金、利子及び割引料52万円は、前年度退職者医療交付金確定による返還金であります。

次に、直診勘定についてご説明を申し上げます。事項別明細書の16ページをごらんください。

補正前の予算額8,142万5,000円に対しまして、今回604万6,000円を増額し、補正後の予算総額を8,747万1,000円とするものであります。

17ページ、歳入です。歳入は、前年度繰越金604万4,000円のみであります。

歳出は、1款総務費、1目一般管理費、11節需用費22万8,000円は、公用車の修繕料であります。2款医業費の1目医療用機械器具費の18節備品購入費31万円は、医療用滅菌器が老朽化し、使用不能になりましたので購入するものであります。

次に、議案第81号 平成23年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）です。

議案書27ページ、28ページです。事項別明細書でいきます。18ページをごらんください。

補正前の予算額が1億1,800万2,000円に対しまして、今回399万9,000円を増額し、補正後の予算額総額を1億2,200万1,000円とするものであります。

事項別明細書の19ページをごらん願います。

歳入の主なものは、5款繰越金の397万8,000円であります。

歳出は、2款施設費の1目施設管理費の11節需用費12万2,000円ですが、これは落雷により故障しました配水量計の修繕費であります。4款の予備費、今回387万7,000円を増額し、補正後の予算額を422万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第82号 平成23年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書は29ページ、30ページです。事項別明細書で申し上げます。20ページをごらん願います。

補正前の予算額755万4,000円に対し、今回399万9,000円を増額し、補正後の予算総額を795万3,000円とするものであります。

事項別明細書21ページをごらん願います。

歳入です。4款繰越金が39万9,000円であります。歳出は全額予備費に補正いたしました。

次に、議案第83号 平成23年度鮫川村集落排水事業特別会計（第1号）についてご説明申し上げます。

事項別明細書の22ページをごらんください。

補正前の予算額が3,145万4,000円に対しまして、今回95万1,000円を増額し、補正後の予算額を3,240万5,000円とするものであります。

事項別明細書23ページをごらん願います。

歳入は、4款繰越金95万1,000円のみであります。歳出ですが、全額予備費に補正するものであります。

次に、議案第84号 平成23年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）で説明申し上げます。

事項別明細書は24ページをごらんください。

補正前の予算額3億9,425万1,000円に対しまして、今回1,977万円を増額し、補正後の予算総額を4億1,402万1,000円とするものであります。

事項別明細書25ページ、次のページです。

歳入です。3款国庫支出金、1目介護給付費負担金の2節過年度811万7,000円は、前年度

介護給付費国庫負担金の確定による追加交付金であります。5款県支出金151万6,000円も、前年度の介護給付費確定による追加交付金であります。8款の繰越金1,013万6,000円の増額補正であります。

26ページは歳出です。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、2目特例居宅介護サービス給付費の19節負担金、補助及び交付金433万7,000円は、「ひだまり荘」短期入所者の増加による増額であります。同じく6項特定入所者介護サービス等費の19節負担金、補助及び交付金63万8,000円も、同じく利用者の増加であります。

27ページをごらん願います。

5款諸支出金、2目償還金の23節償還金、利子及び割引料237万5,000円は、前年度の介護給付費確定による支払基金等に対する返還金です。同じく2項1目一般会計繰出金の28節繰出金377万5,000円は、前年度介護事業確定による村負担金の戻し入れであります。

6款予備費ですが、今回864万4,000円を増額し、補正後の予算額を884万4,000円とするものであります。

次に、議案第85号 平成23年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

事項別明細書は28ページをごらんください。

補正前の予算額1億4,740万円に対しまして、今回155万2,000円を増額し、補正後の予算額を1,629万2,000円とするものであります。

29ページをごらん願います。

歳入は、3款繰越金155万2,000円のみであります。歳出は全額予備費に補正するものであります。

次に、議案第86号 平成23年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

事項別明細書は30ページをごらんください。

補正前の予算額1億2,953万円に対しまして、今回169万6,000円を増額して、補正後の予算額を1億3,122万6,000円とするものであります。

事項別明細書の31ページをごらんください。

歳入の主なものは、3款繰越金169万6,000円であります。歳出は全額予備費に補正するものであります。

次に、議案第87号 平成23年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

事項別明細書で32ページをごらん願います。

補正前の予算額3,446万円に対しまして、今回9万6,000円を増額し、補正後の予算総額を3,455万6,000円とするものであります。

補正の内容であります。事項別明細書の33ページをごらん願います。

歳入は、前年度繰越金11万円と4款諸収入、1目1節雑入の前年度県後期高齢者医療費確定による返還金8万6,000円であります。歳出の主なものは、3款諸支出金、1目一般会計繰出金の28節繰出金6万8,000円であります。

以上で、議案第79号から第87号までの9議案につきましての提案理由の説明にかえさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第88号～議案第90号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第24、議案第88号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてから、日程第26、議案第90号 字の区域の画定についてまでの3議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第88号から議案第90号までの3議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第88号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてをご説明申し上げます。

赤坂西野区が全域指定されております西野辺地の振興を図るため、公共施設の整備計画に移動通信用基地局施設2カ所（前折戸、荻ノ沢）と、小型動力ポンプ付き積載車1台、これは石神地区になります。を追加するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第89号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてをご説明申し上げます。

本案は、青生野辺地の振興を図るため、公共施設の整備計画に移動通信用基地局整備1カ所（反谷地）を追加するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第90号 字の区域の画定についてご説明申し上げます。

本案は、青生野地区の大字と小字新設に係る区域の画定に関するものであります。

青生野地区は、大字渡瀬の一小字であります。広大な面積を有するとともに、地区住民の住所は同地番で表示される住宅が多数存在し、かつ地番が複雑で連続性がないという地区混乱地域に該当する状態であるため、地区住民から改善の要望が出されていたものであります。提案いたしました字の区域の画定は、青生野全域の国土調査完了に合わせて委員会を設置し、検討してできたものであります。住民の合意が十分得られましたので、本議会に提案するものであります。

新たに設ける小字は、青生野、赤小名、江堀、大犬平、大平、姿平、反谷地、西谷地、羽双、丸谷地、世々麦の11の字であり、当該字の画定は本年10月1日から施行するものであります。

以上で、議案第88号から第90号までの説明とさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

16日、20日、21日は各常任委員会で議案の調査をお願いします。

21日は現地調査を実施します。

代表質疑の通告は20日午後4時までとします。

22日は午前10時から本会議を開きます。

なお、17、18、19日は休会とします。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後 4時00分）

第 9 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成23年第9回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

平成23年9月22日(木曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第68号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 2 議案第69号 平成22年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第 3 議案第70号 平成22年度鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第 4 議案第71号 平成22年度鮫川村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第 5 議案第72号 平成22年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第 6 議案第73号 平成22年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第 7 議案第74号 平成22年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第 8 議案第75号 平成22年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第 9 議案第76号 平成22年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第10 議案第77号 平成22年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定

について

代表質疑、討論、採決

日程第 1 1 議案第 7 8 号 平成 2 2 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

代表質疑、討論、採決

日程第 1 2 議案第 7 9 号 平成 2 3 年度鮫川村一般会計補正予算（第 5 号）

質疑、討論、採決

日程第 1 3 議案第 8 0 号 平成 2 3 年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

質疑、討論、採決

日程第 1 4 議案第 8 1 号 平成 2 3 年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

質疑、討論、採決

日程第 1 5 議案第 8 2 号 平成 2 3 年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第 1 号）

質疑、討論、採決

日程第 1 6 議案第 8 3 号 平成 2 3 年度鮫川村集体排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

質疑、討論、採決

日程第 1 7 議案第 8 4 号 平成 2 3 年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

質疑、討論、採決

日程第 1 8 議案第 8 5 号 平成 2 3 年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第 1 号）

質疑、討論、採決

日程第 1 9 議案第 8 6 号 平成 2 3 年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第 2 号）

質疑、討論、採決

日程第 2 0 議案第 8 7 号 平成 2 3 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

質疑、討論、採決

日程第 2 1 議案第 8 8 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

質疑、討論、採決

日程第 2 2 議案第 8 9 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

質疑、討論、採決

日程第 2 3 議案第 9 0 号 字の区域の画定について

質疑、討論、採決

日程第24 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第24まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第91号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由説明、質疑、討論、採決

追加日程第2 議案第92号 副村長の選任につき同意を求めることについて

提案理由説明、質疑、討論、採決

出席議員（11名）

1番	岡部	明君	2番	宗田	雅之君
3番	前田	雅秀君	6番	蛭田	武彦君
7番	星	一彌君	8番	関根	政雄君
9番	山形	郁夫君	10番	早川	正博君
11番	前田	武久君	12番	坂本	忠雄君
13番	前田	三郎君			

欠席議員（1名）

5番 湯坐良政君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	鈴木治男君
企画調整課長	芳賀亨君	住民福祉課長	佐藤文夫君
農林課長	森洋君	地域整備課長	近藤保弘君
教育課長	北條利雄君	農事委員会事務局長	増谷隆夫君
代査委員	齋藤實君	会計兼出納室長	須藤健君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	本郷秀季	書記	渡邊敬
------	------	----	-----

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、本郷秀季君。

○議会事務局長（本郷秀季君） 諸般の報告をいたします。

5番、湯坐良政議員から、本日の会議に欠席する旨の届け出がありました。

以上であります。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第1、議案第68号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号～議案第78号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第2、議案第69号 平成22年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第11、議案第78号 平成22年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10議案を一括議題といたします。

これから代表質疑を行います。

順番に発言を許します。

総務文教常任委員会、6番、蛭田武彦君。

[6番 蛭田武彦君 登壇]

○6番（蛭田武彦君） 平成23年第9回定例議会におきまして、総務文教常任委員より、6番、代表質疑をいたします。

議案第69号 平成22年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について。

歳出、10款教育費、5項社会教育費、4目図書館費、18節備品購入費の中で図書購入費111万5,947円の内容について伺います。

また、現在は、3月に発生した大震災の影響により図書館を閉館し、民俗資料館内で仮設図書館として運営をしておりますが、現状と今後の図書館再開の計画について教育長に伺います。

以上です。

○議長（前田三郎君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

[教育長 奥貫 洋君 登壇]

○教育長（奥貫 洋君） 総務文教常任委員会を代表しての6番、蛭田武彦議員のご質問にお答えいたします。

まず第1点、図書館費の備品購入費の中の図書購入費の内容でございますが、購入図書といたしましては、児童用図書398冊、一般図書316冊、図書館館内用の図書DVD8枚、総額で111万5,947円となっております。

次に、図書館の被災の経緯と対応の進捗状況でございますが、今般の大震災により図書館の階段が被災し、補強を詳細図等により検討してまいりましたが、被災を受けた階段のみの補強計画だけでは一時しのぎの対応になります。今後、図書館全体の耐震補強を実施する計画であるため、不要な工事となってしまう可能性があり、国・県と対応を協議し進めているところであります。

また、平成21年度に実施しました図書館の耐震診断結果でございますが、1階部分では0.48 I s、2階部分では0.33 I s、3階部分では1.29 I sという結果が出ております。I sの単位は、建物の安全性を数値化したものでございまして、今後、マグニチュード7.0程度の大きな余震の可能性が報道では20%であるため、危険物、建物安全基準0.3 I s以下は危険物と見なされておりますので——として閉館し、現在、歴史民俗資料館で仮に開館しております。

現在の利用状況でございますが、3月から8月までの前年度と比較いたしまして、利用人数は、昨年の590名に対してことしは147名で75%の減でございます。貸出冊数は、昨年1,087冊、今年度は627冊で43%の減となっております。

今後の図書館の運営方針であります。図書館の施設改修については、有効な改修方法について検討しております。改修方針は、施設の耐震性の結果に基づいて、2階から3階部分の取り壊しを考慮して作業を進めているところであります。現在、これらの額を算出している段階で、年度内には国・県と協議し最終方針を固めてまいります。

現在、社会教育施設改修に対応する事務を進めておりまして、工事に着手できるのは次年度以降の1年を要すると思われまます。図書館の開館は平成25年度当初になる見込みであります。図書館の利用者には大変ご不便をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願いいたしまして、総務文教常任委員会代表の質疑への答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 6番、蛭田君。

○6番（蛭田武彦君） ご説明ありがとうございました。

その中でこれは金額がどうのこうのじゃなくしてお聞きします。平成19年から22年度までの年に1年間に対して約100万少々の決算認定がされておまして、これは村民と子供たちの学びと憩いの場として重要と思われまます。図書のどういう本とかという選択ですか、いろいろな選択の仕方をどういう形でやっておられるのか、それとあと図書購入ですね、十分その検討をされた上で一括購入をされておられるのか、それとも何社かからの見積もりをとって購入されているのか伺います。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） まず、100万前後ということですが、毎年、国では図書費に対する割合を公表しております。それで見ますと、福島県は国全体よりも平均以下のレベルにありまして、鮫川村でも大体そういうことでした。皆様方のご努力によりまして年々少しずつ購入費がふえていることは、大変将来の子供たちにとってはありがたいなど、こんなふうに考えております。

次に、選定の仕方ですが、選定の仕方については、まず図書を利用する方々のご意見をお聞きします。それから、県あるいは図書館連絡協議会というのがございまして、そこで推薦する新刊図書の案内とかそういうものを利活用いたしまして購入したりしています。それから、子供用の図書につきましても同じですが、さらに学校の児童・生徒あるいは教職員の希望をとって、選択については広く一般に取り入れているところでございます。一部に偏りがないようにしているつもりでございます。

次に、購入先ですが、購入しただけでは図書の整理がうまくいきません。破れたり体裁をよくするために、そういうことを含めてやっているところがございまして、しかも値段も市販のものよりは安く購入できるということで、現在は便利なそこを利用しているようでございます。

以上でお答えいたします。

○議長（前田三郎君） 6番、蛭田君。

○6番（蛭田武彦君） 最後の購入のあり方についてはよくわからない点もあったんですけども、別に私は金額が予算化されておるのをどうのこうのというのではなくて、先ほど言ったようにこれは大切ですから、そういう観点から申し上げたまでです。

あと、それについて「予算執行の実績」というところで、先ほども読み上げたように、「23年3月11日発生 of 東日本大震災の影響により、同日より閉館した」と、こう出ておりますので、これからの図書館のことについてちょっとお伺いをいたします。

いろいろ議案調査の中にも大事なことであるということで、今回、一本に絞るようになりました。その結果、いろいろな意見が出ました。民俗資料館と図書館が一体化すれば、これは両方見られていいことでもあると。または公民館ですか、教育委員さんのほうも不便だろうから役場内に移動してもらって、図書館と公民館の利活用。それからあと、子供さんがよくトレーニングセンターに行って宿題をやっている姿を見るという声が聞こえてきて、そのトレーニングセンターの一角に設けるとか、いろいろな、これは今どうのこうのということ

ではないので、これからすごく大事なことでありますので、常任委員会のほうでこういう話になりました。

それで、今度、今の図書館を、今、話を聞いてみますとかなりお金がかかるような感じがいたします。そういうときに、それほどのお金をかけるんだっただらば、今後、将来に向けて理想的な、利便性を考えた上で、駐車場もあったり、子供たちも集まりやすかったり、あと大人の人も集まりやすかったりという場所があるような感じがいたしますので、もしこれが国・県とかの、前の図書館の補助でどうのこうのということ差し支えがなかったらぜひそういうふうにしてもらいたいし、また、その補助とか何かのことで差し支えがある場合には、この災害を糧にして、どうかその将来性に向かっただけの図書館の利用を、毎年これだけの、300冊や600冊からの本を購入するわけですから、これからなるべく活用されるようにしてってもらいたいと思いますので、最後に、このことについては村長にお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 6番、総務文教常任委員会を代表しての蛭田議員の質疑にお答えを申し上げます。

まず、図書館の位置ですが、私は、今の場所は村の中心部でもありますし、子供たちも部活とか、あとはいろいろな都合での送り迎えの待ち合わせ場所にもなっているような、そんな利用の仕方もあるそうです。図書館を読書だけじゃなくて待ち合わせ場所にも利用している。ただ、残念なことに、今、議員指摘のとおり駐車場がないんですね。ですから、そういったふぐあいもあります。

ただ、今、容易でない時期に、新たな場所移転あるいは建設ということも一つの方法であります。あるものを上手に利用する、駐車場をもう少し整備する、近くに駐車場を設ける、そして子供たちの利用しやすいような図書館に改修する、そういったことで、今の場所で、あるものを上手に利用しながら、皆さんの要望にこたえていくのがベストではないかと判断しております。

あと、逐次場所等も、あと予算等もあります。将来的な展望としては、農業者トレーニングセンターあるいは公民館の近くにと議員の指摘ですが、こういったものも検討する必要があるのかなとは思っておりますが、差し当たり今の私の考えでは、あるものを上手に利用する、駐車場をもう少し広く確保できないかな、そういう思いで今検討しているところであります。

○議長（前田三郎君） 6番、蛭田君。

○6番（蛭田武彦君） よくわかりました。

今回これでどうのこうのというようなことにするわけにもいかないなので、今後、いろいろな検討とか議論の必要性があると思われまますので、その点を踏まえながらよろしく願いをいたしまして、私からの代表質疑は終わりいたします。

○議長（前田三郎君） 次に、産業厚生常任委員会、9番、山形郁夫君。

〔9番 山形郁夫君 登壇〕

○9番（山形郁夫君） 私は、産業厚生常任委員会を代表いたしまして、議案第69号 平成22年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についての歳出について4点ほどご質問を申し上げます。

まず第1点目でありますけれども、3款民生費の2目老人福祉費の中で、14節使用料及び賃借料に緊急通報装置借料として135万2,630円支出されておりますが、次の点について伺います。契約該当者数と実質契約者数、契約者負担金と活用内容について、今後の取り組みについて。

2点目でありますけれども、6款農林水産業費、5目畜産業費の中で、15節工事請負費として豊かな土づくりセンター第1期建築工事4,958万円が支出されておりますが、事業全体としての今後の計画運営について伺います。

3点目でありますけれども、6款農林水産業費、3目農業振興費の13節委託料の中で、農産物加工直売所指定管理業務として556万8,000円が支出されておりますが、内容について伺います。

4点目でありますけれども、同じく3目農業振興費の19節負担金、補助及び交付金の中で、土壌分析、加工品開発、市場開拓事業として2,000万円支出されておりますが、その内容について伺います。

以上4点、質問とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 産業厚生常任委員会を代表しての9番、山形郁夫議員のご質問の4点についてお答えを申し上げます。

まず最初のご質疑の、平成22年度鮫川村一般会計歳入歳出決算書の民生費、老人福祉費の

緊急通報装置借料135万2,630円の支出であります。この事業は、議員ご承知のとおり、ひとり暮らし高齢者に対し緊急通報装置を貸与することにより、日常生活における不安解消と急病や災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的に実施しております。

初めに、契約該当者数と実質契約者数であります。平成22年度の契約該当者数は、施設入所者で返納もありますが、ひとり暮らしの高齢者は村内に約94名おります。実質契約者数については26名となっております。

次に、契約者負担金と活用内容についてであります。利用料金は月額4,410円かかります。そのうち村負担が3,885円、利用者負担が525円となっております。活用内容は、電話回線を利用し緊急通報システム機器を対象者に貸与し、委託業者が緊急通報の受信によって救急車の要請など迅速な対応をしております。また、週に1回程度、安否確認の通話をしており、その内容は随時報告されております。さらに、希望者のみになりますが、センサーによる動作確認をすることもできます。

今後も、ひとり暮らしの高齢者の安心・安全確保のために普及、活用していきたいと考えております。

次に、2番目の豊かな土づくりセンターの今後の運営計画についてであります。平成22年度に、第1期工事として管理棟、一次発酵棟、二次発酵棟を建築させていただきました。本年度は、製品保管庫、副資材保管庫、乾燥調製施設を建築し、関係備品を整備の上、法令に基づく検査を受け、平成24年度から運営を開始したいと考えております。

運営計画の概要につきましては、常時雇用が2名程度、季節雇用が作業量にもよりますが2名から3名程度考えております。これは時期によつての雇用になるのではないかと思います。

次に、利用料金関係ですが、ふんの処理料はトン当たり500円程度を考えております。あわせて減免規定も設定したいと思います。

製品価格につきましては、トンバックによる料金、農地への散布料、小袋による販売価格がありますが、県内の同施設での料金体系並びに農産物のコスト等を勘案しながら、各般のご意見を聞き設定してまいりたいと考えております。

また、副資材として利用を予定しています木の葉の取り扱いですが、今まで老人クラブの皆さんに収集をお願いしており、昨年までのストックが約15トン程度あります。当面はこれを利用してまいりたいと思っておりますが、本年度の木の葉につきましては、放射性物質の除染対策も念頭に、例年どおり収集は行わせていただきます。そして、放射線量を測定しな

がら来年度以降への対応を講じてまいりたいと考えております。大変心配なところではあります。まずはこういった対策が必要ではないかと思っております。

次に、(3)の農産物加工直売所指定管理業務556万8,000円の内容についてのおたただしですが、鮫川村食と農の学習施設及び特産品加工直売所「手・まめ・館」並びに鮫川村特産加工施設及び鮫川村農産物保管調整施設管理に関する協定書により、鮫川村農産物加工直売所運営協議会へ指定管理料として支払っているものであります。金額は、施設の維持費の80%を見ております。

次に、(4)の土壌分析、加工品開発、市場開拓事業補助金2,000万円についてのおたただしですが、これは、先日もご説明申し上げましたが、普通交付税の特別枠で鮫川村に來た農業の6次産業化、これは福島県で福島地域産業6次化戦略と申しまして、平成22年から26年までの5年間を推進期間としまして、地域の活性化を図ることを基本のコンセプトとして、1つ目にまず仕事づくり、2つ目に人づくり、3つ目に地域のきずなづくりを目指しての事業であります。本村の6次産業化に対しての県のお計らいで來た2,000万円と思っております。これは、本年3月30日の第4回臨時議会におきまして原発放射能被害対策補助金として可決をいただき、3月31日付で執行したところであります。

この補助事業は、原発事故に伴い、本村農産物の安全性の立証のための分析や商品開発対策を講じるためのものであり、「手・まめ・館」における実質的な執行は平成23年度に計画をしております。産業厚生常任委員会におきまして担当者にご説明いたしましたが、現在、復興支援にかかわる首都圏への出店や農産物の線量調査、パンや総菜、大豆のぼかし肥料等の開発に取り組んでいるところであります。

いずれにしても、原発事故からの復旧・復興は長期にわたるものと思われまので、議員各位のご協力を重ねてお願いし、9番、山形議員の質疑の答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 9番、山形君。

○9番（山形郁夫君） 再質問をさせていただきます。

まず第1点でありますけれども、1点目のひとり暮らし不安解消についてでありますけれども、今、村長の答弁の中で、94人ほどひとり暮らしがいる、しかしながら26名の実質契約者にとどまっていると。やはりこの数値からいうと、実際に予算計上をしてやっけていて、半数以下というか4分の1ぐらいの人しか利用していない。これはどういう状況で今まで進めてきてこの4分の1にとどまっているのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 4分の1ということは25%の利用で、利用率がどうのこうのということですね。利用率が低いということですか、高いということですか。

〔「低い」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） もう少し利用者がふえてもいいということ。この525円の利用者負担が発生したときに何人かやめた方がいるようです。月525円の負担が今ほど申しあげましたように利用者の負担増になったため、無料ならば利用する、負担があるならやめるということで、これは10人ぐらい減ったかい、このとき。

〔「そんなところですよ」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 大体そんな数が減っているそうです。ですから、3割の方が今25%になったということではありますが、ただ、健康に自信があるのかなとも思いますし、果たして利用者が、まだ若い人でもひとり暮らしもおりますから、その辺を検討する必要があるのではないかと思います。なお、この500円にかえられないこういった利用促進は、皆さんに推進運動はさせていただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 9番、山形君。

○9番（山形郁夫君） 私もこの件については、やはりひとり暮らしの人にお話を聞いております。それで、全体ではないんですけども、実質、国民年金の低受給者ですよ。それで、子供とかそういう若い世代に対してはある程度補助金とかそういう形で支給されているみたいだけれども、私たちみたいに低年金者は、やはりこの500円の負担が大変だという声も聞かれますね。

その中で、村としても、今の例えば22年度の決算認定書を見てもやはり黒字決算をしているということをかんがみ、そしてまたひとり暮らしの人たちの不安解消ということを考えれば、やはり契約金額の見直しとかそういうのを図るべき、そしてまた、すばらしいシステムなのでより多くの人たちに入っていただきたいと思うわけなんですけれども、その件に関して、契約金額に対しての見直しを図ることができるかどうか、その辺のところをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 山形議員の再質問であります。まず、そうですね、これは約1割強の負担になっている。利用者は負担するのが当たり前だ、そういったことで考えてこういったことになったんですが、いろいろ村でも経費削減をしております。ただ、ことしから新たに高齢者の見回り隊も活動し始めました。90歳以上のひとり暮らしの方には、必ず週1回

は見回るような体制をとりました。こういったことが毎日できればいいんですけども、これらも不安があります。

そうですね、どうでしょう、これらも皆さんと検討しながら、525円の負担、ただだからじゃ、90名の方がみんな入るといっても、せいぜい45万ぐらいの負担になるわけだよね。その辺、皆さんの判断で、よろしければ後日協議したいと思います。新年度予算あたりにも反映させてもらってもいいのではないかと思います、今年度中は、差し当たりこれでいかせていただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 9番、山形君。

○9番（山形郁夫君） 村長大変のご理解ある答弁、ありがとうございます。そういった意味で、無償ということばかりじゃなくて、やはり負担軽減ということをひとつお願いしたいと思います。

次に、第2点でありますけれども、土づくりセンターに関しての雇用、常勤2名、そして季節雇用が2名から3名ということでありますけれども、この雇用に関して、基本的にどんな雇用の仕方をするのかお尋ねしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 9番、山形議員の質疑であります。今度、2名ほど国の緊急対策、これは何のあれだったかな、補助金……

〔「直売所の緊急雇用」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 「手・まめ・館」に半年だけなんですけれども緊急雇用の県の事業ができたんですね。こういう経済対策の緊急雇用対策事業です。これを公募しましたところ、2人が入りました。これは村の負担はなかったものですから、こういう人たちを考えると試験雇用というんですか、そんな形で、期間が10月からですね。ただ、作業はそれほど忙しくなるわけではないんですね。「手・まめ・館」にいろいろ仕事はありますから、こういったことで試験雇用させる意味でもいいのかなということで2人を募集したところ、2人の応募があったそうです。2人の応募しかなかったそうです、逆に言うと。それで採用させていただきました。

ただ、木の葉の利用がどういうふうになるのか、あと、事業の進捗状況はどうなのか、この辺で24年度からしっかりと始められる場合にはこのほかに臨時の雇用ということですが、これはその都度、村の広報紙で募集をかけているんですね。半月に1回出す……

〔「ほっと通信」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 「ほっと通信」、あれで募集はしております。公募です。こんな形で正職員もあるいは臨時職員も募集をさせていただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 9番、山形君。

○9番（山形郁夫君） そういうことで雇用の場が広がるということは大変ふさわしいことであると思います。

9月19日の福島民報の中に掲載されてありましたけれども、村長さんが1面で新聞に載っていたというその記事を見まして、この土づくりセンターのこれからの計画に対してかなり水を差されたという状況であると思います。やはり村内の落ち葉が1キロ当たり8,500ベクレルという高い数値が出ていたということで私どもも大変心配するところでありまして、村が進める状況において、堆肥が製品化されてそれが放射能の数値が高いという状況になると、やはり村のイメージも損なわれるということを考えておりますので、村長さんもそういう形で考えておられると思うんですけれども、この辺の、22年度の落ち葉に関しては問題ない、しかし23年度以降どんな形かできちっと数値をはかってやるということに関してのより一層綿密な計画ということが必要だと思うんですけれども、その辺のところは庁舎内では研究というか計画性を持っておるんでしょうか。その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 9番、山形議員の落ち葉の質疑であります。まず、新聞等にも報道されておりますが、常緑木、松とか杉は木を伐採するのが一番効果的だそうです。除染方法は。ただ、落葉樹の木の葉、堆肥に使うのは落葉樹の葉であります。

私は、ことしの23年度の落ち葉はこれはすべて、去年回収した落ち葉は、農家の皆さんが掃くというところは大体決まっているんですね。そういったところはすべて掃ってもらって、新たに24年度に積もった落ち葉は私は放射線量は少ないのではないかと、そういう期待をしております。ですから、今年度はすべて昨年以上にまめに落ち葉を収集してもらおう。その落ち葉は、恐らく今ほど申し上げましたように8,000ベクレル近い放射成分があるわけですから、これは埋めるわけにも燃やすわけにもいきません。一時保管場所としてどこかに仮保管をしまして、最終的には国にお願いして処分をしていただきたいと思いますと考えております。

ただ、村で一時保管はしなければならないと思っております。東白衛生組合で燃やすのも一つの方法なんです。あそこで燃やしますと、灰に高濃度の放射線が発生しますから、これは逆に向こうに迷惑をかけるのかなという思いであります。ですから、鮫川村内で一時保管をしたいと考えております。恐らく昨年の量で申し上げましたように15トンですから、こ

としては頑張ってまめに集めてもらってもせいぜい20トンぐらいの量になるかと思っております。この20トンの量を適正な場所に保管して、皆さんに迷惑がかからない、放射線をまき散らさない方法で保管をしていきたいと考えておりますまず、除染対策は今のところそれです。

あと、国・県で今指導している、鮫川村が果たして1ミリから20ミリシーベルトの村なのか、それとも1ミリシーベルト以下の村なのか、その放射線量によって国の除染の方法が変わってくるそうです。補助も変わってくるそうです。これは3月からの基準なのか、これから先の基準なのか。3月からの基準ですと年間1ミリシーベルト以上になるんですね、鮫川村は。ただ、これからの線量ですとそうじゃないんですね。1ミリ以下になっちゃうんですね。そうすると補助とかそういった作業が薄くなるということでもありますので、その辺を気をつけながら見守って国の指導を待っていききたいと、除染対策はそう考えております。

○議長（前田三郎君） 9番、山形君。

○9番（山形郁夫君） 除染対策については最新の注意を払うということでもありますので、ぜひ鮫川村のイメージが損なわれないような除染の仕方をしてほしいと思います。

それで、落ち葉に関しては、私どもが見ていますと、例えば民地、官地を問わず落ち葉を収集しているというような姿が見られますよね。その中で、落ち葉を収集した場所、そういうのをやはり明細に記録する必要があると思うんですけれども、その辺は考えているのかどうか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 9番、山形議員のおっしゃるとおりであると思います。皆さん、落ち葉を拾う場所というのは、採集地は決まっているんですよ。ちゃんと手入れしてある山でないと落ち葉の収集はできないんですね。下草を刈っておいたり、毎年落ち葉を収集する場所というのは、皆さん、手入れの行き届いた山であると思います。こういった場所でありますから、その地図は容易に作成できるのではないかと考えております。ただ、それ以外の山ですと、鮫川村は雑木山が多いわけですから容易ではないと思いますが、そういったものも、国の1ミリから20ミリシーベルトの間なのかそうでないのか、それによって判断をして除染対策は講じていきたいと考えております。

○議長（前田三郎君） 9番、山形君。

○9番（山形郁夫君） 続きまして、第3点目でありますけれども、直売所の指定管理業務について、先ほど村長さんの答弁の中で、維持費の80%に相当する額を管理費として支払うということでもありますけれども、この維持費の80%ですね、積算基準というか、どの項目を維

持費として考えているのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、固定経費であります、金額で申し上げます。月額が電気料が30万です。水道料が6万です。集排が2万です。灯油代が8万です。ガス代が12万です。掛ける12カ月の5分の4です。

○議長（前田三郎君） 9番、山形君。

○9番（山形郁夫君） 今提示された金額で、80%というのはどの辺のところ、数字的に出てきたのか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 80%を負担してもらおうと、支援してもらおうと、早く自立に向けて活動できる、そういうことであります。

○議長（前田三郎君） これで代表質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号 平成22年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第70号 平成22年度鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第71号 平成22年度鮫川村老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第72号 平成22年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第73号 平成22年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第74号 平成22年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第75号 平成22年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第76号 平成22年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第77号 平成22年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第78号 平成22年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号～議案第87号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第12、議案第79号 平成23年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）から日程第20、議案第87号 平成23年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの9議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 一般会計の補正予算の事項別明細書の8ページであります。放射線量の分析業務、さらには測定器の購入ということで村長のほうから説明がありましたが、詳細について2点ほどお聞かせいただきたいと思っております。

まず、この放射線による分析としてバッチを配付するということとあります。520人、中学生以下の子供ということとあります。また妊婦と。中学生以下の子供の範囲ですね、どこまでなのかということと、妊婦という位置づけ、母子手帳をもらった時点、また出産した時点でお返ししていただくのか。また、このバッチそのものは貸すのか上げてしまうのか、貸

すものと思っておりますけれども、そういった詳細についての説明。

さらに、次の備品購入費のサーベイメーターというんですか、14台購入、1台30万弱と思われませんが、この機械の測定器の配付先、管理の仕方はどのようにされるのか、2点お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の保健衛生総務費の委託料の関係であります、まず放射線量の測定分析業務163万8,000円であります、これは中学生以下、妊婦までです。中学生が鮫川村は約100人です。小学生が200人です。あと、こどもセンターには120人ほどおります、あと自宅でお世話をしている乳幼児もいるわけです。こういった人たちが、妊婦まで含めると妊婦が30人程度ですかね。あと乳幼児が、自宅で預かっているゼロ歳からこどもセンターに行っていない子供たちが50人ほどおりますか、そういった関係で500人程度になります。約500人です。500人に線量計を渡して半年間持ってもらおうということです。

その線量計は後で回収しまして、これをデータにして個人の健康管理に役立てるということでありますから、貸与です。あと、6カ月後はどうなるのかというのはまだ詳しく指示されておられません。

あとは、18番の備品購入費514万5,000円ですが、これは環境放射能の測定器14台分です。この配付は決まっているかね。

〔発言する人あり〕

○村長（大樂勝弘君） はい、じゃ決まっている場所を。だれかね、係は。総務ね。じゃ、詳しくは総務のほうでお答えをいたさせます。

○議長（前田三郎君） 総務課長。

○総務課長（鈴木治男君） 各学校に配るといふのと、こどもセンター、それから行政区、それから村ということで14台を準備するということを考えております。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 現在、各学校には文科省から貸し出されたものと、あと行政区長が、今、7行政区の各区長が一時保有しているということですが、それはもう借りたものだから返さなくてはならない、その補てんという意味合いですか。

○議長（前田三郎君） 総務課長。

○総務課長（鈴木治男君） はい、そのとおりです。いずれは返さなければならないというのがまず第1点です。

それからもう一点は、現在使用しているのは精度的には余り高くないというものでありまして、もっと精度の高いもので測定をしたいと、そして実態を正確に把握したいという思いがありまして、この事業は国が県にお金を交付して、市町村には100%でその整備をしていという事業でもありますので、満額、村では利用したいということになっています。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

6番、蛭田君。

○6番（蛭田武彦君） 85号の交流施設についてなんですけれども、この中で、きのう視察を全員でしてきたんですけれども、あの金額で大変立派にできたということは大変うれしいと思うわけです。ただし、外見ですね、外見の管理が全然整っていないと。

これ、いいんでしょう。

○議長（前田三郎君） 6番、蛭田議員にお伺いしますけれども、それは補正予算の中ですか。

○6番（蛭田武彦君） いや、これ、ずっと来て一括として20まで来るんでしょう。だから私、さっき言ったように……

〔「特別会計」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 明瞭に、何々特別会計ということでひとつ質問をしていただきたいと思えます。

○6番（蛭田武彦君） はい、わかりました。ごめんなさい。

それでは、議案第85号の平成23年度鮫川村交流施設特別会計補正予算ということについてなんですけれども、きのう視察してきた結果、あの金額ですね、700万ちょっとくらいの金額で大変きれいにできました。ただし、外見がどうも目が通っていないと。

これはやっぱり、あそこの中で働いている人も大変忙しくて目が通らないのかということも考えられますけれども、やはり客を集めるところですから、周りの草を刈ったり、それから雨どいから……、この前も見てきたんです、被害があったとき。全部見てきたんですけれども、直っていないんですよ。その雨どいをちょっと工夫すれば、ためますに入りますよ。それが、これから霜解けとか何かの場合で割合と少ない水のほうがますに入らないで、みんなそのすき間に入っちゃうんだよね。そういうのはやっぱり目を通してもらわないと。あそこの農家なり、費やしているんで、そういう努力をぜひしてもらいたいということ、我々が言葉に出すと角が立ちますのですけれども、やっぱりこれは担当課のほうから常にきちんとした形でやってもらえると助かるんで、ひとつそこをお願いして、あれします。

○議長（前田三郎君） ただいまの質疑は、この23年度の補正予算以外の質疑で、多分、蛭田

議員が申されているのはきのうの現地調査の中での件だと思います。どうでしょう。

○6番（蛭田武彦君） それは私はわかるんですけども、余り規定どおりにやっちゃうとい
い方向に向かないと思うんですよ、何事もね。じゃ、後の場でそういう議論の場を持つのか
といえはなかなかそういう場所もないし、だからこう出てきちゃうんだよね。ごめんなさい、
勉強不足で。まだまだ勉強不足で申しわけないです。

○議長（前田三郎君） 一応、ただいまの蛭田議員の現地確認の結果の、今後の管理にもつな
がる問題でありますので、村長から答弁を求めたいと思います。

○村長（大樂勝弘君） まず、6番、蛭田議員の、改修はできたと、多大な金額をかけて改修
した割には外がまだ、人の手を加えれば整備できるところが整備できていないということ
ありますので、その辺、8月8日に再開したものですから、なかなか外周り、お客さんがい
ればあそこの番をするぐらいで、まだお客さんの利用がそれほどないんですね、再開したば
かりで。その辺、気をつけて指導しながら、ご指摘の点を早速修繕させたいと思ってお
ります。ありがとうございました。

○議長（前田三郎君） ほかに。

11番、前田君。

○11番（前田武久君） 一般会計補正の事項別明細書で申し上げます。

6ページですか、総務費の中に企画費がありますね。それの中の委託料でもって分譲地の
地質の調査業務ということで25万円、これが補正になっておりますけれども、場所と敷地面
積、それから建築計画内容等についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員の質疑であります、これは、団地内で今度、3月11
日と4月11日の地震で地割れが起きました。あそこは分譲地でありますものですから、分
譲者が不安がっております。この辺をしっかりと検証しまして、こういった自然災害の心配
のない確認をこの設計によってとりたいと思っております。そういったことで予算計上させ
ていただきました。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 3月の当初予算、それから6月の補正ですか、それらにもこのよう
な分譲地の予算項目というのは一切なかったのをお聞きしたわけなんですけれども、あそこ
の分譲地造成の際には全然そういう地質調査というのはやっていなかったのかどうか、それ
をお聞きしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 前回、議員ご承知のとおり公営住宅が建ちました。あの公営住宅を建てる際におおよそやっております。ですが、おおよそやった割には、ああいった崩落事故が起きました。ですから、崩落した地点を中心に今度、地質の調査をもう一回確実に行わせていただきたいと思ひまして提案をさせていただきました。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 実はあそこの事業調査をして現状を見て、かなり災害のひどさを把握したんですけれども、もう既に工事は始まっているみたいなんですけれども、そうすると、あの工事をやっている以外が分譲地ということなんですね。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今度予算に上げましたのは、分譲地の4区画だけの地質調査です。あと、施設のほうの施設調査はありません。あれは工事費で賄うようになっております。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） ついでで申しわけないんですけれども、そうすると、現在工事をやっているところの地質調査というのはやったんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） これは過去に終わっておりますので、これは大丈夫です。ただ、今度の崩落は地震のための地割れと水のための崩落事故で、地質調査なしでも改修は可能であると思います。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） たびたびついでで申しわけないんですけれども、実はきのう、その分譲地というか村の住宅宅地ですか、予定地の場所も見てきたんですけれども、あの辺の地質調査なんかは済んでおられるのかどうか。西山ですね。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 申しわけありません。地質調査は建てる時点でないと予算がつかみませんので。計画になったあそこは、これから恐らく、面積的に5反歩近くあるんですよ。それで、土盛りが先日お話ししましたようにあの上に3メートル、あの地盤から3メートル盛ります。ですから、土量といいますと1万5,000立米ぐらいになります。ダンプでいうと1,000台以上、2,000台近くなります。ですから、これはそう簡単にあそこが埋まるとは思いません。金をかける気はありません。残土、残土、残土処分であそこを何年か、5年計画、

10年計画後に宅地になればいいなという思いで準備をさせていただきました。

その間、公営住宅を建てないのかというのと、そうではないと思います。この間にはまた随時予定地を見つけまして、あの西山の宅地が整備されるまでは違う場所で建築はさせていただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 前田議員に申し上げますけれども、この西山の団地については補正予算の中には入っていないですね。その辺をご承知をしていただきたいと思います。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 11番。

○11番（前田武久君） その4区画の分譲地なんですけれども、いつごろまでに分譲される計画なのか、それをお示し願います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 中野団地の分譲地のご質疑であると思いますが、あそこは4区画残っておりますが、1区画は売ったんでしょう。

〔「はい、そうです」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 1区画は売約済みであります。残り3区画であります。これが今も売り出し中でありまして。どうぞ皆さん方でそういったお客さんを募集していただければと思います。余り売れないときには、同じく公営住宅の建設も一つの手段かなと考えております。こういったことでお答えさせていただきます。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第79号 平成23年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第80号 平成23年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決
します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第81号 平成23年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決
します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第82号 平成23年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）を採決
します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第83号 平成23年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決
します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第84号 平成23年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決しま
す。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第85号 平成23年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第86号 平成23年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第87号 平成23年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

（午前11時14分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時23分）

◎議案第88号～議案第90号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第21、議案第88号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてから日程第23、議案第90号 字の区域の画定についてまでの3議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 議案第90号 字の区域の画定についてということで、長年の青生野区の大字、小字の画定ということでしょうけれども、これだけの大字、小字を画定し直すための費用ですね、費用的なものはどのくらい今後かかっていくのかということ、それと、この画定をし直すことによって、大字区の受益者といいますか区民の方々の登記関係、そういったものの煩わしさはあるのか否か、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、区民の方からのこれは要望事項であります。平成13年かな、岡部喜一郎さんが区長のときに、全員の署名で、渡瀬から分離して青生野区を一つの大字としてということであったものですから、地区の人たちはこういった機会が早く訪れて大変喜んでいっているのではないかと思います。

あと、かかった費用であります、これは担当課より説明をいたさせます。

○議長（前田三郎君） 企画調整課長。

○企画調整課長（芳賀 亨君） ただいまの質疑にお答え申し上げます。

費用については、法務局の登記後の書きかえが主な仕事でございますので、この議決をいただいたら法務局に書きかえの書類を提出することで済みますので、実質、費用はかからないというふうに見ていいと思います。

それから、住民の方の費用負担であります、登記簿の所有者住所が直らないんですね。それは、相続などのときにご自分で所有者住所の変更という手続をする必要があります。それ以外については、旧地番から地番は全部補正されて直るということになりますので、その部分の手続が必要ということになります。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

6番、蛭田君。

○6番（蛭田武彦君） 89号の中の総合整備事業の計画書の中なんですけれども、鹿角平のクロスカントリー整備なんですけれども、この事業は、今後……

○議長（前田三郎君） この件についても議題が終了しておりますので議題から外れております。

[「でも、これは一括じゃなかったんですか、88号から90号まで」と言う人あり]

○議長（前田三郎君） これは辺地に係るものですか。

[「通信基地が大きくなったという変更で、事業費が1,500万の通信基

地が4,500万になったということでこの提案をさせていただきました」「ごめんなさい、また勘違いしました。失礼しました」と言う人あり]

○議長（前田三郎君） ほかにありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。
これから議案第88号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
これから議案第89号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
これから議案第90号 字の区域の画定についてを採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣について

○議長（前田三郎君） 日程第24、議員の派遣についてを議題といたします。
本件は、会議規則第122条の規定に基づき議員の派遣を決定しようとするものでございます。

お諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、この際お諮りします。

ただいま議決いたしました議決事項について諸般の事情により変更する場合には議長に一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

ここで暫時休議します。

（午前 11 時 31 分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 32 分）

◎日程の追加

○議長（前田三郎君） お諮りします。

ただいま村長から、議案第91号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第92号 副村長の選任につき同意を求めることについての2議案が提出されました。この2議案を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第1、議案第91号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

[議会事務局長朗読]

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第91号についてご説明を申し上げます。

教育委員会委員の任命についての皆さんの同意を求める案件であります。

皆さんご承知のとおり、現職の教育委員であります鮫川村大字渡瀬字田苗下104番地にお住まいの蛭田宏氏であります。

人物、そして人格、識見ともすぐれた人材であります。どうぞ任命くださいますようお願い申し上げます、説明にかえさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから議案第91号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第2、議案第92号 副村長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

[議会事務局長朗読]

○議長（前田三郎君） ただいま議題に上がっております白坂利幸君を除席いたします。

白坂利幸君、退場を願います。

〔副村長 白坂利幸君 退場〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第92号 副村長の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

まずは、皆様ご承知のとおり、鮫川村大字赤坂西野字茅134番地にお住まいの白坂利幸氏は、2期8年間、副村長として任務を執行していただきました。まれに見る公平・公正な人柄だと考えております。

今後4年間、どうぞ同じく副村長として村民にお仕えしていただきたく、皆様方の同意をいただきますようお願い申し上げます、説明にかえさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから議案第92号 副村長の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

白坂利幸君の入場を求めます。

〔副村長 白坂利幸君 入場〕

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（前田三郎君） 報告いたします。

議会運営委員長、関根政雄君から、次期議会の会期日程等に関する事項について閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りいたします。

ただいま報告いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第9回鮫川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでございました。

（午前11時40分）

上記会議次第は事務局長本郷秀季の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成 年 月 日

議 長 前 田 三 郎

署 名 議 員 山 形 郁 夫

署 名 議 員 早 川 正 博